

# 半 期 報 告 書

(第27期中) 自 平成19年 3 月 1 日  
至 平成19年 8 月 31 日

株式会社ファミリーマート

(431138)

第27期中（自平成19年3月1日 至平成19年8月31日）

---

# 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成19年11月9日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社ファミリーマート

# 目 次

	頁
第27期中 半期報告書	
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1. 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2. 【事業の内容】 .....	4
3. 【関係会社の状況】 .....	4
4. 【従業員の状況】 .....	4
第2 【事業の状況】 .....	5
1. 【業績等の概要】 .....	5
2. 【最近の営業の状況】 .....	8
3. 【対処すべき課題】 .....	12
4. 【経営上の重要な契約等】 .....	20
5. 【研究開発活動】 .....	20
第3 【設備の状況】 .....	21
1. 【主要な設備の状況】 .....	21
2. 【設備の新設、除却等の計画】 .....	21
第4 【提出会社の状況】 .....	22
1. 【株式等の状況】 .....	22
(1) 【株式の総数等】 .....	22
(2) 【新株予約権等の状況】 .....	22
(3) 【ライツプランの内容】 .....	22
(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】 .....	22
(5) 【大株主の状況】 .....	23
(6) 【議決権の状況】 .....	24
2. 【株価の推移】 .....	24
3. 【役員の状況】 .....	24
第5 【経理の状況】 .....	25
1. 【中間連結財務諸表等】 .....	26
(1) 【中間連結財務諸表】 .....	26
(2) 【その他】 .....	51
2. 【中間財務諸表等】 .....	52
(1) 【中間財務諸表】 .....	52
(2) 【その他】 .....	65
第6 【提出会社の参考情報】 .....	66
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	67
中間監査報告書	
前中間連結会計期間 .....	69
当中間連結会計期間 .....	71
前中間会計期間 .....	73
当中間会計期間 .....	75

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年11月9日
【中間会計期間】	第27期中（自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日）
【会社名】	株式会社ファミリーマート
【英訳名】	FamilyMart Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上田 準二
【本店の所在の場所】	東京都豊島区東池袋四丁目26番10号
【電話番号】	(03) 3989-6653 (ダイヤル・イン)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 宮本 芳樹
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区東池袋四丁目26番10号
【電話番号】	(03) 3989-6653 (ダイヤル・イン)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 宮本 芳樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第25期中	第26期中	第27期中	第25期	第26期
会計期間	自平成17年 3月1日 至平成17年 8月31日	自平成18年 3月1日 至平成18年 8月31日	自平成19年 3月1日 至平成19年 8月31日	自平成17年 3月1日 至平成18年 2月28日	自平成18年 3月1日 至平成19年 2月28日
営業総収入 (百万円)	139,197	153,585	161,608	276,442	297,849
経常利益 (百万円)	18,652	19,136	19,831	34,048	32,175
中間(当期)純利益 (百万円)	9,392	9,419	10,473	14,195	14,968
純資産額 (百万円)	165,047	167,368	189,411	168,232	171,154
総資産額 (百万円)	313,793	327,174	348,516	314,120	315,255
1株当たり純資産額 (円)	1,704.23	1,736.16	1,903.27	1,736.24	1,771.34
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	96.98	98.70	111.83	145.65	158.83
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	52.6	49.0	52.1	53.6	51.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	34,381	37,981	35,675	42,777	35,092
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△11,648	△25,095	△22,819	△32,249	△32,938
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△2,472	△16,303	7,488	△4,237	△19,154
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	99,969	82,769	90,873	86,189	69,550
従業員数 (人)	5,836	6,506	6,562	6,048	6,735
[外、平均臨時雇用者数]	[6,219]	[6,746]	[5,644]	[6,272]	[6,457]

(注) 1. 営業総収入には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第26期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第25期中	第26期中	第27期中	第25期	第26期
会計期間	自平成17年 3月1日 至平成17年 8月31日	自平成18年 3月1日 至平成18年 8月31日	自平成19年 3月1日 至平成19年 8月31日	自平成17年 3月1日 至平成18年 2月28日	自平成18年 3月1日 至平成19年 2月28日
チェーン全店売上高 (百万円)	527,635	543,819	566,240	1,031,736	1,068,821
営業総収入 (百万円)	94,475	100,151	106,728	184,065	194,080
経常利益 (百万円)	18,016	18,998	19,587	31,651	30,716
中間(当期)純利益 (百万円)	9,123	9,661	10,476	10,365	13,774
資本金 (百万円)	16,658	16,658	16,658	16,658	16,658
発行済株式総数 (千株)	97,683	97,683	97,683	97,683	97,683
純資産額 (百万円)	169,929	162,027	180,713	169,383	163,718
総資産額 (百万円)	292,679	295,757	308,467	282,202	279,214
1株当たり純資産額 (円)	1,754.64	1,753.52	1,895.74	1,748.56	1,771.87
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	94.21	101.23	111.87	106.54	146.48
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	21.50	23.00	28.00	43.00	46.00
自己資本比率 (%)	58.1	54.8	58.6	60.0	58.6
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	2,474 [1,506]	2,767 [1,725]	2,855 [1,980]	2,540 [1,516]	2,717 [1,715]

(注) 1. チェーン全店売上高、営業総収入には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第26期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

## 3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

(平成19年8月31日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
コンビニエンスストア事業	6,321 (5,433)
EC関連事業	45 (16)
その他事業	49 (194)
全社（共通）	147 (1)
合計	6,562 (5,644)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

### (2) 提出会社の状況

(平成19年8月31日現在)

従業員数（人）	2,855 (1,980)
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。

### (3) 労働組合の状況

労使関係について、特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、企業収益の改善や堅調な設備投資により回復傾向で推移し、雇用情勢の改善により個人消費にも底堅さが見られましたが、人口構造の変化、お客様の価値観の多様化、ITの進化等の消費環境の変化や業態を超えた競争の激化も相まって、コンビニエンスストア業界におきましては厳しい経営環境が続きました。

このような状況の中で、当中間連結会計期間の業績につきましては、営業総収入は1,616億8百万円（前年同期比105.2%）、経常利益は198億3千1百万円（同103.6%）、中間純利益は104億7千3百万円（同111.2%）となりました。

事業の種類別セグメントの業績（セグメント間内部取引消去前）は次のとおりであります。

#### ①コンビニエンスストア事業

商品面におきましては、幅広い年齢層のお客様を意識した「ジェネレーション」、価格訴求商品から高付加価値商品まで幅広いニーズに対応した「プライス」、全国各地の地域ニーズに対応した「リージョナル」という3つのマーケティング戦略のもと、オリジナル商品の開発に努め品質の向上と品揃えの差別化を図っております。

特に主力の中食商品におきましては、当社独自の技術を積極的に採用するなど、“価格・味覚・視覚”を追求した本格的な商品の開発に取り組んでおります。中でも米飯に次ぐ新たな核として、「三ツ星パスタ」「Sweets+（デザート）」「できたてファミマキッチン（ファスト・フード）」を重点カテゴリーとして、ブランド活性化に向け、商品開発・販促活動に積極的に取り組んでまいりました。また地域毎の特色を生かした商品などにも力を入れたことにより中食商品は好調を維持しております。

さらに個店のマーケットに合わせた品揃えとして生鮮品や簡単な調理で本格的な食事が楽しめるキット商材、個食に対応した小分けの素材を取り揃えた「ファミマフレッシュ」を首都圏を中心に拡大し、平成19年8月末現在、取扱い店舗は約700店舗となっております。

運営面におきましては、S&QCレベルを一層高めた「ホスピタリティ」あふれる店づくりを目指し、「ファミリーマートらしさ推進活動」の浸透を通じて加盟店とともに個店競争力の強化に取り組んでまいりました。また、独自の育成システムである「SST（ストアスタッフトータルシステム）」によるストアスタッフの戦力化を継続して進めております。また更なるお客様の利便性の向上を目指し、電子マネー決済への対応を進め、平成19年7月には「E d y」「i D」に対応した共用決済端末を全店に導入したほか、「S u i c a」を首都圏全域に拡大いたしました。

プロモーション面では、地域の食材を使用した商品やその地域でしか手に入らない希少価値の高い価値ある商品を展開した、夕張市支援企画「けっばれ夕張DOSANKOFESTA '07」、宮崎県の商品を一堂に集めた「そのまんま宮崎フェア」や映画とのタイアップキャンペーンも好評を博しました。

物流・調達面におきましては、全国での店舗ドミナントの拡充に合わせた拠点整備に取り組み、平成19年3月には福岡県八女郡に「広川定温センター」を開設いたしました。また、DCM（デマンドチェーンマネジメント）の一環として、主力取引先に対して中食商品の食材や加工食品の需要情報・在庫情報を提供し、お客様のニーズに合わせた品揃えや在庫管理精度の向上を図るとともに、さらなるコスト削減を目指し、国内外の調達構造及び配送体制の改善に継続して取り組んでおります。

システム面におきましては、平成19年3月に「光ファイバー・ネットワーク」による新店舗システムの全店への導入を完了し、これらを活用した発注精度の向上、店舗運営やその支援業務の改革を推進しております。

環境保全活動におきましては、「物流」「店舗施設」「店舗運営」等各分野で目標を定め、継続的な改善に取り組んでまいりました。物流における環境対策として、平成16年2月からハイブリッド配送車両の導入を実施しており、順次切り替えを進めております。また、店舗施設の省エネルギー対策として、店舗の空調・冷蔵・冷凍の三つのシステムを一体化した「総合熱利用システム」の導入を推進するとともに、店舗のファサード看板に白色発光ダイオードを使用した新たな照明システム等の実験を進めております。

さらに、店舗運営における取り組みとして「廃食用油回収リサイクルシステム」や「生ゴミ回収リサイクルシステム」、「個店設置型生ゴミ処理機」の活用による廃棄物の削減・リサイクルの推進を進めているほか、レジ袋の薄肉化や、焼却時のCO<sub>2</sub>の排出量を従来比20%削減可能な「ポリ乳酸容器」の導入など地球環境に配慮しております。

社会貢献活動におきましては、「店頭募金」「災害時の緊急援助」「ボランティア」「セーフティステーション」等の店舗を拠点とした地域社会への貢献に取り組んでおります。店頭募金では、平成18年4月より立ち上げた『ファミリーマート夢の掛け橋募金』では平成19年8月までの累計で2億円を超える募金をお客様よりいただき、寄付することができました。また、平成19年3月に発生した能登半島沖地震、同年7月の新潟県中越沖地震の被災地に対して義援金募金活動と救援物資支援を行いました。そのほか、災害等の発生時に生活必需品を供給する重要なライフラインとしての使命を果たすべく、平成19年5月に愛媛県、同年6月に石川県と「災害時物資供給」に関する協定を新たに締結し、平成19年8月現在9県、「帰宅困難者支援」に関する協定を9県及び首都圏・関西圏の2地域とそれぞれ締結しております。さらに、毎年5月と10月に「ファミリーマート全国環境美化活動」として、各地域で清掃活動を実施しております。

店舗展開におきましては、三大都市圏を中心とした全国47都道府県におけるドミナントの維持・拡大に努めてまいりました。また、更なるお客様の利便性や、潜在的なニーズにもお応えできる新しいマーケットにも引き続き出店を進め、「高速道路」や「大学」「病院」などにも積極的に出店したほか、駅構内への出店における新たな取り組みとして、平成19年7月より西武鉄道株式会社と共同で「TOMONY」の名称で3店舗をトライアル運営しております。

これらにより、282店舗（他「TOMONY」を3店舗出店）を出店し、196店舗を閉鎖した結果、当期末における店舗数は6,590店舗となり、国内エリアフランチャイザー3社を含めた総店舗数は7,083店舗となりました。

海外エリアフランチャイザーの店舗展開では、台湾、韓国、タイ、中国（上海及び広州市）や「F a m i m a !!」ブランドのアメリカ12店舗を合わせて6,288店舗となり、当社グループのチェーン全店舗数は13,371店舗となっております。

これらの結果、コンビニエンスストア事業としてチェーン全店の売上高は6,328億4千2百万円（前年同期比104.4%・持分法適用関連会社分を含めた当社グループチェーン全体では、同106.3%の7,735億2千8百万円）となりました。

また、コンビニエンスストア事業の営業総収入は、1,313億1千7百万円（前年同期比106.4%）、営業利益は202億4千5百万円（同100.1%）となりました。

なお、更なるインフラ機能の充実とサービスネットワークの拡大に向けて、平成19年4月にはカルチュア・コンビニエンス・クラブグループとの間でカードポイントの共有化やクレジットカード事業の連携を目的とした包括提携契約を締結、同年5月には株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモとの間で携帯電話を活用した協業体制の強化を目的とした資本提携及び業務提携について合意いたしました。

## ② E C 関連事業

株式会社ファミマ・ドット・コムにおきましては、ファミリーマートの店舗ネットワークを活かし、商品やサービスの積極的な展開を図ってまいりました。インターネットショッピングでは、人気テレビ番組や映画とタイアップしたグッズの販売や、ファミマ・ドット・コムのオリジナル商品を積極的に展開いたしました。

また新たな取り組みとして、平成19年5月より楽天ブックスで購入した商品を全国のファミリーマートの店頭で受け渡し及び代金支払いができる「楽天ブックス@ファミマ受取便」サービスを開始しました。さらに、マルチメディア端末「F a m i ポート」を通じたサービスでは、チケット取次ぎや電子マネー・携帯電話・固定電話等のプリペイドサービス、希少価値の高い有名キャラクター商品の販売等、利便性の高いサービスや、魅力ある商品を取り揃え、業績向上を目指してまいりました。

これらの結果、E C 関連事業の営業総収入は、319億9百万円（前年同期比95.0%）、営業利益は6億2千7百万円（同376.8%）となりました。

## ③ その他事業

その他事業におきましては、コンビニエンスストア事業に関連した「会計事務請負等店舗関連サービス事業」「クレジットカード事業」「食品製造事業」等を行っております。

会計事務請負等店舗関連サービス事業を中心とした株式会社ファミマ・リテール・サービスにおきましては、ファミリーマート店舗に関わる会計事務の請負、棚卸業務のほか、リース・レンタルおよびクリンネス関連の事業を行っております。

クレジットカード事業を中心としたファミマクレジット株式会社におきましては、ファミリーマート店頭でキャッシュレス、サインレスでお買い物ができるクレジット機能とキャッシング機能を持った「ファミマカード」のサービスを提供しております。平成19年8月末のクレジット累計会員数は、約68万人となりました。

これらの結果、その他事業の営業総収入は、10億4千2百万円（前年同期比107.4%）、営業利益は7千9百万円（同115.1%）となりました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

①日本

国内は、当社の営業総収入の増加等により、営業総収入は1,367億3千3百万円（前年同期比105.1%）、営業利益は209億2千1百万円（同105.2%）となりました。

②アジア

アジアは、台湾における経済環境の悪化等により、営業総収入は241億8千2百万円（前年同期比103.9%）、営業利益は5億2千4百万円（同60.8%）となりました。

③その他の地域

その他の地域は、アメリカにおける事業展開に伴う経費先行により、営業総収入は6億9千2百万円（前年同期比324.4%）、営業損失は4億9千2百万円（前中間連結会計期間は2億7千6百万円の営業損失）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローの概況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は356億7千5百万円となり、前中間連結会計期間に比べ23億6百万円減少しました。これは主にたな卸資産の増減額が6億6千1百万円の増加から5億4千2百万円の減少となったこと、加盟店貸金・加盟店預り金の純増減額が11億7千万円増加したこと、預り金の増減額が35億8百万円の増加から37億5千4百万円の減少となったこと、及び法人税等の支払額が16億1千万円減少したこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は228億1千9百万円となり前中間連結会計期間に比べ22億7千6百万円減少しました。これは主に有形無形固定資産の取得による支出が36億8千1百万円減少したこと、有価証券等の取得による支出が112億4千8百万円及び売却による収入が121億2千3百万円それぞれ減少したこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は74億8千8百万円となり、前中間連結会計期間に比べ237億9千1百万円増加しました。これは主に自己株式の取得による支出が164億4千4百万円減少したこと、自己株式の処分による収入が69億7千5百万円増加したこと等によるものであります。

以上の結果、当中間連結会計期間末の資金は、908億7千3百万円となりました。

## 2【最近の営業の状況】

### (1) 事業の種類別セグメントごとの営業総収入

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間（平成19年3月1日～平成19年8月31日）		
	営業総収入（百万円）	前年同期比（%）	構成比（%）
コンビニエンスストア事業	131,317	106.4	81.3
加盟店からの収入	75,734	103.6	46.9
その他の営業収入	9,613	106.3	6.0
売上高（直営店）	45,969	111.5	28.4
EC関連事業	31,909	95.0	19.7
その他事業	1,042	107.4	0.6
消去	△2,661	61.3	△1.6
計	161,608	105.2	100.0

（注） 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

### (2) コンビニエンスストア事業に係る店舗数

地域別	チェーン全店店舗数		
	前中間連結会計期間 （平成18年8月31日現在）	当中間連結会計期間 （平成19年8月31日現在）	前連結会計年度 （平成19年2月28日現在）
	店	店	店
青森県	8 (－)	19 (4)	15 (2)
岩手県	86 (－)	94 (－)	90 (－)
宮城県	186 (4)	195 (4)	194 (4)
秋田県	13 (1)	25 (1)	20 (1)
山形県	88 (5)	89 (9)	90 (6)
福島県	135 (7)	128 (9)	132 (7)
茨城県	133 (11)	138 (12)	134 (14)
栃木県	111 (9)	110 (9)	109 (9)
群馬県	84 (9)	85 (8)	84 (7)
埼玉県	368 (20)	366 (29)	367 (20)
千葉県	262 (11)	273 (10)	263 (11)
東京都	1,021 (82)	1,037 (81)	1,025 (69)
神奈川県	501 (30)	488 (35)	494 (34)
新潟県	15 (1)	29 (3)	21 (1)
富山県	65 (2)	66 (3)	65 (2)
石川県	63 (3)	69 (3)	67 (3)
福井県	88 (8)	87 (6)	86 (6)
山梨県	62 (3)	68 (1)	66 (1)
長野県	17 (1)	24 (3)	21 (1)
岐阜県	91 (2)	98 (7)	93 (4)
静岡県	206 (15)	199 (22)	201 (17)
愛知県	434 (38)	440 (34)	438 (27)
三重県	116 (8)	119 (9)	117 (8)
滋賀県	104 (5)	105 (7)	108 (5)
京都府	144 (11)	137 (7)	141 (6)
大阪府	627 (43)	638 (37)	634 (37)
兵庫県	274 (14)	281 (14)	277 (12)
奈良県	50 (3)	50 (4)	49 (2)

地域別		チェーン全店店舗数					
		前中間連結会計期間 (平成18年8月31日現在)		当中間連結会計期間 (平成19年8月31日現在)		前連結会計年度 (平成19年2月28日現在)	
	和歌山県	64	(2)	65	(2)	63	(2)
	鳥取県	15	(-)	22	(-)	19	(-)
	島根県	16	(-)	23	(2)	20	(-)
	岡山県	84	(5)	81	(4)	81	(3)
	広島県	138	(8)	142	(7)	141	(6)
	山口県	9	(-)	14	(2)	11	(2)
	徳島県	28	(-)	38	(1)	37	(1)
	香川県	56	(2)	65	(5)	60	(4)
	愛媛県	52	(3)	62	(2)	57	(2)
	高知県	14	(1)	23	(3)	17	(1)
	福岡県	244	(9)	253	(13)	250	(10)
	佐賀県	47	(1)	49	(1)	49	(1)
	長崎県	136	(8)	134	(10)	136	(8)
	熊本県	93	(2)	94	(2)	93	(1)
	大分県	64	(2)	68	(2)	66	(1)
	(株)ファミリーマート・計	6,412	(389)	6,590	(427)	6,501	(358)
	北海道	10	(2)	20	(4)	13	(4)
	(株)北海道ファミリーマート・計	10	(2)	20	(4)	13	(4)
	宮崎県	74	(6)	80	(11)	74	(6)
	鹿児島県	192	(29)	196	(31)	192	(31)
	(株)南九州ファミリーマート・計	266	(35)	276	(42)	266	(37)
	沖縄県	182	(8)	197	(9)	194	(8)
	(株)沖縄ファミリーマート・計	182	(8)	197	(9)	194	(8)
	国内エリアフランチャイザー合計	458	(45)	493	(55)	473	(49)
	Siam FamilyMart Co., Ltd. (タイ王国)	535	(488)	488	(397)	538	(464)
	全家便利商店股份有限公司 (台湾)	1,972	(289)	2,039	(258)	2,023	(291)
	FAMIMA CORPORATION (アメリカ合衆国)	6	(6)	12	(12)	12	(12)
	BOKWANG FAMILYMART CO., LTD. (大韓民国)	3,394	(132)	3,634	(92)	3,471	(111)
	上海福満家便利有限公司 (中華人民共和国)	104	(95)	110	(73)	102	(85)
	広州市福満家便利店有限公司 (中華人民共和国)	-	(-)	5	(5)	2	(2)
	海外エリアフランチャイザー合計	6,011	(1,010)	6,288	(837)	6,148	(965)
	ファミリーマートチェーン合計	12,881	(1,444)	13,371	(1,319)	13,122	(1,372)

(注) 1. チェーン全店店舗数欄 ( ) 内の数字 (内数) は直営店の店舗数であります。

2. 直営店とは、当社又はエリアフランチャイザー各社が直接経営を行っている店舗のことであり、イ) 加盟店契約者及び当社又はエリアフランチャイザー各社従業員の教育・訓練・養成のための店舗、ロ) 営業用店舗を持たない加盟希望者へ経営委託店として貸与した店舗を含めております。なお、ロ) の店舗は逐次加盟店へ変更しております。

3. 加盟店とは、当社又はエリアフランチャイザー各社との「フランチャイズ契約」により運営されている店舗であります。

## (3) コンビニエンスストア事業に係るチェーン全店売上高

コンビニエンスストア事業における地域別及び商品別のチェーン全店売上高は以下のとおりであります。

## ① 地域別売上状況

	当中間連結会計期間（平成19年3月1日～平成19年8月31日）			
	チェーン全店売上高（百万円）		前年同期比（％）	
青森県	1,065	(195)	630.6	(－)
岩手県	7,186	(33)	114.4	(－)
宮城県	14,387	(343)	103.7	(119.0)
秋田県	1,585	(70)	257.5	(418.4)
山形県	6,381	(483)	100.5	(153.8)
福島県	9,538	(587)	96.7	(138.4)
茨城県	12,059	(1,057)	107.3	(148.9)
栃木県	8,967	(626)	101.3	(108.4)
群馬県	6,458	(511)	103.2	(97.5)
埼玉県	32,105	(2,032)	102.3	(154.8)
千葉県	24,465	(678)	109.6	(99.8)
東京都	104,046	(6,362)	105.0	(102.2)
神奈川県	48,766	(2,363)	101.9	(122.3)
新潟県	1,668	(67)	194.0	(82.0)
富山県	4,890	(173)	101.3	(144.5)
石川県	4,940	(193)	104.1	(93.2)
福井県	6,883	(410)	95.4	(82.6)
山梨県	4,787	(66)	105.0	(34.0)
長野県	1,602	(73)	198.0	(124.4)
岐阜県	7,449	(304)	105.2	(300.5)
静岡県	16,632	(1,323)	100.1	(149.5)
愛知県	38,648	(2,200)	101.4	(94.3)
三重県	10,574	(756)	103.0	(134.3)
滋賀県	8,609	(489)	100.1	(147.8)
京都府	11,169	(422)	99.3	(70.1)
大阪府	55,836	(2,498)	101.7	(100.0)
兵庫県	22,707	(1,171)	100.8	(129.4)
奈良県	3,739	(269)	104.3	(151.5)
和歌山県	4,970	(187)	99.8	(98.7)
鳥取県	1,676	(－)	145.8	(－)
島根県	1,909	(7)	158.4	(－)
岡山県	6,500	(212)	97.8	(78.7)
広島県	12,133	(531)	106.1	(88.9)
山口県	1,191	(329)	151.5	(－)
徳島県	2,681	(44)	137.1	(－)
香川県	5,196	(267)	110.6	(156.1)
愛媛県	4,433	(107)	120.8	(100.5)
高知県	1,387	(85)	168.6	(165.9)
福岡県	20,572	(1,155)	104.8	(156.7)
佐賀県	3,595	(64)	105.5	(100.6)
長崎県	10,550	(573)	97.5	(126.2)
熊本県	7,225	(132)	95.7	(95.7)
大分県	5,060	(63)	103.0	(54.0)
提出会社計	566,240	(29,526)	104.1	(115.9)

	当中間連結会計期間（平成19年3月1日～平成19年8月31日）			
	チェーン全店売上高（百万円）		前年同期比（%）	
Siam FamilyMart Co.,Ltd.	11,825	(9,209)	124.7	(109.5)
全家便利商店股份有限公司	54,089	(6,547)	102.4	(91.7)
FAMIMA CORPORATION	687	(687)	323.1	(323.1)
連結子会社計	66,602	(16,443)	106.5	(104.3)
提出会社・連結子会社合計	632,842	(45,969)	104.4	(111.5)

(注) 1. ( ) は、内数で直営店の売上高を表しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. なお、持分法適用関連会社を含めたファミリーマートチェーン全店売上高は以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (平成19年3月1日～平成19年8月31日)	
	チェーン全店売上高（百万円）	
提出会社・連結子会社	632,842	(45,969)
(株)北海道ファミリーマート	1,331	(303)
(株)南九州ファミリーマート	20,336	(2,468)
(株)沖縄ファミリーマート	17,069	(689)
BOKWANG FAMILYMART CO.,LTD.	100,058	(4,054)
上海福満家便利有限公司	1,847	(1,306)
広州市福満家便利店有限公司	41	(41)
持分法適用関連会社計	140,685	(8,863)
(参考) ファミリーマートチェーン合計	773,528	(54,833)

## ② 商品別売上状況

	当中間連結会計期間（平成19年3月1日～平成19年8月31日）					
	チェーン全店売上高 (百万円)		前年同期比（%）		構成比（%）	
ファスト・フード	22,074	(2,003)	108.2	(116.2)	3.5	(4.4)
食品	410,844	(30,313)	104.4	(112.0)	64.9	(65.9)
食品小計	432,919	(32,316)	104.6	(112.2)	68.4	(70.3)
非食品	155,547	(10,044)	104.4	(114.9)	24.6	(21.9)
サービス	15,883	(2,123)	97.0	(87.3)	2.5	(4.6)
EC	28,492	(1,485)	105.2	(117.2)	4.5	(3.2)
合計	632,842	(45,969)	104.4	(111.5)	100.0	(100.0)

(注) 1. 上記の金額は、当社及び連結子会社3社（Siam FamilyMart Co.,Ltd.、全家便利商店股份有限公司、

FAMIMA CORPORATION）のチェーン全店売上高の合算金額であります。なお、消費税等は含まれておりません。

2. ( ) は、内数で直営店の売上高を表しております。

### 3【対処すべき課題】

#### (1) 当面の対処すべき課題の内容等

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の連結子会社）が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

#### (2) 株式会社の支配に関する基本方針について

当社は、平成18年4月11日開催の取締役会において、「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「旧対応方針」といいます。）を導入し、平成18年6月29日開催の取締役会において、旧対応方針の継続・一部変更を決定いたしました。その後も当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、旧対応方針の在り方について引き続き検討を行ってまいりました結果、平成19年4月11日開催の取締役会において、旧対応方針に代わる新たな「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）を同日付で導入することを決定いたしました。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）の内容、基本方針の実現に資する取組み及び本対応方針の内容は次のとおりであります。

#### 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は、フランチャイズ方式によるコンビニエンスストアの展開を主な事業内容とし、EC（電子商取引）関連事業及びコンビニエンスストア事業に関連するその他のサービス等の事業活動を展開しております。株主・加盟店・取引先・従業員、そして地域社会等のステークホルダーと相互にプラスの関係を築きながら、共に成長し発展するという当社の基本姿勢である「共同成長（CO-GROWING）」の考え方にに基づき、加盟店と当社の継続的な収益向上を目指しています。当社の経営に当たっては、フランチャイズビジネスに関する幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外のステークホルダーとの間に築かれた取引関係等への十分な理解が不可欠です。これらは当社が創業以来培ってきた財産であり、当社の事業はこの財産にその源を有しております。したがって、株主を含むステークホルダーとの間で成立している当社の企業価値若しくは株主共同の利益を著しく毀損すると認められるような者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でなく、そのような者が当社株式の大規模買付や買付提案を行う場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益を守る必要があると考えております。そして、①買収の目的やその後の経営方針等に、当社の企業価値若しくは株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのある者、②当社株主に株式の売却を事実上強制するおそれがある者、③当社に、当該買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を十分に与えることのない者、④当社株主に対して、買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することのない者、⑤買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付の実行の蓋然性等）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不相当である者、⑥当社企業価値の維持・増大に必要な不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のある者等が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

#### 2. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるべく、次のような取組みを実施しております。

##### (1) 企業価値向上への取組み～中長期的な経営戦略

当社は、クオリティーにおける業界のリーディングカンパニーを目指し、高質店の開発、差益率の改善等に積極的に取り組み、フランチャイズチェーン本部としての経営基盤の強化を進めております。

当社は、平成18年9月の会社創立25周年を機に15年ぶりに企業理念を見直し、新たに「ファミリーマート基本理念」を制定いたしました。併せて、従業員・加盟店が共通の価値観をもって行動するための指針「ファミマシップ」を制定いたしました。私たちファミリーマートは、「あなたと、コンビに、ファミリーマート」のスローガンのもと、ホスピタリティあふれる行動を通じて、お客さまに「気軽にこころの豊かさ」を提案し、快適で楽しさあふれる生活に貢献することを目指しています。この新たな基本理念の実現を目指すとともに、企業価値の更なる向上に努めております。

なお、平成18年度は、社会構造や消費構造の変化に対して、チェーンインフラの内部改革に経営資源を集中し、新たなFC契約「2FC-N」や「新店舗システム」を導入いたしました。また、「気軽にこころの豊かさ」を提供すべく、国内においては全国47都道府県への出店を達成し、全国でファミリーマートの「ホスピタリティ」あふれるサービスを提供できるようになりました。海外においても、台湾・韓国・タイに加え、平成16年に中国、平成17年に米国への出店を開始いたしました。

今後は、「グローバル2万店」体制の構築に向けた「パン・パシフィック構想」のもと、国内はもとより、環太平洋地域で日本発の「おもてなしの気持ち」を伝え、実践していくことを目指しております。さらに「売場・商品」「収益構造」「コスト構造」「意識」からなる「第2次構造改革」を断行するとともに、「あなたと、コンビニ、ファミリーマート」のスローガンのもと、「S&QCの徹底」「発注精度の向上」「商品力の強化」等の取り組みをこれまで以上に加速させ、より一層の加盟店支援を行っております。

また、当社は株主に対する利益還元を経営の重要政策と位置付けており、剰余金の配当に関しましては、安定的かつ継続的に業績の成長に見合った成果の配分を行っていくことを基本方針としております。この基本方針を維持しながら、連結業績を考慮して決定することとし、今後の配当性向を連結ベースに改め当面35%を目標として取組んでまいります。なお、自己株式取得は、機動的な資本政策遂行のため、必要に応じて適宜実施する予定です。内部留保につきましては、財務体質の強化と、新規出店、既存店舗のリニューアル及び新規分野への戦略投資に充当し、経営の強化を図り、業績の一層の向上に努めております。

## (2) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるの考えに基づき、透明度の高い経営システムの構築を図ることが重要と考えております。

この考え方に基づき、①取締役会による重要な業務執行の決定と職務の監督、②執行役員制度の採用による業務の決定と執行の迅速化、③社長直轄の監査室による内部監査の実施、④監査役による取締役の職務執行の監査、⑤「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」の設置、「ファミリーマート倫理・法令遵守基本方針」「ファミリーマートコンプライアンス行動指針3項目」の制定、「内部情報提供制度」の導入等による倫理・法令遵守体制及びリスク管理体制の整備・強化⑥情報管理室の設置による、個人情報を含む機密情報管理体制の強化、⑦社長直轄の内部統制推進プロジェクト室の設置による、内部統制システムの充実及び業務プロセス改革の推進、等の施策を実行しております。

## 3. 不適切な者によって支配されることを防止するための取組み

### (1) 「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」導入の目的

当社は、大規模買付行為に応じて当社株券等の売却を行うか否かは、原則的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであることを前提として、株主の皆様が大規模買付者からの情報及び当社取締役会からの意見・代替案等の提示を受ける機会を保証することが、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断するために必要であると考えております。また、当社株主の状況（平成19年2月28日現在）は、別紙1に記載のとおりですが、1名を除き、10%以上保有する株主は存在せず、金融機関や外国法人等に広く分散しております。そのような中、当社の企業価値若しくは株主共同の利益を著しく毀損するものと認められる大規模買付行為が行われた場合、事前の対応方針がない限り、適正な対抗措置を講じることは困難と考えております。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の考えを具体化した客観的かつ合理的な一定のルールに従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考え、下記

(4)のとおり、事前の情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定するとともに、上記1の基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為が為された場合には、それらの者によって当社の財務及び事業の決定が支配されることを防止するための取組みとして対抗措置を含めた「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）を導入することといたしました。

なお、当社は平成19年4月11日現在、大規模買付行為にかかる提案等を一切受けておりませんので申し添えます。

### (2) 用語の定義

本対応方針における用語を次のとおり定義します。

#### ① 「大規模買付行為」

「大規模買付行為」とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為を行い、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為を行うことをいいます。なお、大規模買付行為の該当性の判断においては、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問わないものとしますが、事前に当社取締役会が同意した者による買付行為及び本対応方針導入日時点で議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者による買付行為を除くものとします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等（注4）をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみ

なされる者を含みます。以下同じとします。)又は、

- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)をいうものとします。

注2:議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(証券取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も加算されるものとします。)又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいうものとします。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3:株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいうものとします。

## ②「大規模買付者」

「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行おうとする者をいうものとします。

## (3)特別委員会の設置

大規模買付行為が大規模買付ルールにしたがって一連の手続きが進行されたか否か、当社の企業価値若しくは株主共同の利益を著しく毀損するものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。大規模買付者により提供された情報が当社株主が大規模買付行為に応ずるか否かを判断するために十分か否か、大規模買付行為が当社の企業価値若しくは株主共同の利益を著しく毀損しているか否か、当社取締役会が講じる対抗措置が客観的かつ合理的判断によるものであるか否か、その内容が必要かつ相当なものか否か等について、当社取締役会に対し意見、助言等を行う機関として、特別委員会を設置いたします(特別委員会の概要につきましては、別紙2をご参照ください。)

## (4)大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間を経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

### ①大規模買付者の意向表明書の提出

大規模買付者は、大規模買付行為を行おうとするときは、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、事前に当社代表取締役に対し、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び行おうとする大規模買付行為の概要を明示し、本対応方針に従う旨を表明した意向表明書を提出しなければならないものとします。

### ②大規模買付者による情報の提供

当社は、①により大規模買付者から意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して適宜提出期限を定め、当社株主の判断及び当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)の提供を書面により求めるものとします。なお、特別委員会及び監査役は、当社取締役会を通じ、本必要情報の提供を受けるものとします。

本必要情報の内容は、大規模買付行為の内容に従い当社取締役会が定めるものとしますが、一般的な項目は次に定めるとおりとします。

- (i) 大規模買付者及びそのグループ会社の事業内容、事業規模。この中には、当社の事業と同種の事業についての経験、ノウハウ等を有するか否かに関する情報を含むものとします。
- (ii) 大規模買付行為の目的、方法及び内容
- (iii) 当社株券等の買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
- (iv) 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等(以下これらを総称して「買付後経営方針等」といいます。)

なお、大規模買付者から提供された情報を精査した結果、当社株主の判断又は当社取締役会の意見形成のためには不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して適宜提出期限を定め、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることができるものとします。

また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付行為があった事実及び提供された本必要情報の全部又は一部を、適切と判断する時点において当社株主に開示し、又は公表することができるものとします。

### ③当社取締役会による対応

当社は、大規模買付者からの本必要情報の提供が完了した場合は、大規模買付者に対しその旨を証する書面を交付するものとします。当社取締役会は、同書面を交付した日から起算して定める次の期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）において、特別委員会及び監査役の意見、助言等を受けながら、大規模買付行為に対する評価、検討等を行い、その意見を形成するとともに、必要に応じ大規模買付者と買付条件等について交渉を行い、又は代替案を立案するものとします。

(i) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株券等の買付けの場合は、60日間

(ii) 上記(i)以外の大規模買付行為の場合は、90日間

当社取締役会は、上記の大規模買付行為に対する意見、代替案等が定まったときは、直ちに当社株主の皆様に対し意見、代替案等を提示し、必要に応じてこれを公表するものとします。なお、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

また、当社取締役会は、取締役会評価期間内において対抗措置を講じるか否かに関する決定を行うに至らない場合には、特別委員会及び監査役の意見、助言等を受けたいうえて、大規模買付者の買付内容の検討、大規模買付者との交渉、代替案の作成等に必要とされる範囲内で取締役会評価期間の延長を決定することができます（なお、当該延長期間後、更なる期間の延長を行う場合においても同様とします。）。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決定後速やかに公表いたします。

### (5)大規模買付行為が為された場合の対応

#### ①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案について反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として大規模買付行為に対する対抗措置は講じないものとします。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案又は当社が提示する当該買付提案に対する意見若しくは代替案等をご考慮のうえ、ご判断頂くこととなります。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、次のいずれかの事由に該当し、客観的な根拠及び合理的な判断に照らし、当該大規模買付行為が当社の企業価値若しくは株主共同の利益を著しく毀損すると認められる場合には、例外的に、会社法その他の法律及び当社定款上認められるあらゆる対抗措置のうち、当社取締役会が最も適切と判断する対抗措置を講じることがあります。

- (i) 大規模買付者が真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で当社株券等を当社関係者等に引き取らせる目的で当社株券等の買付を行おうとしている場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）
- (ii) 大規模買付者が当社の経営を一時的に支配して当社の事業活動に必要な知的財産権、ノウハウ、加盟者、主要取引先、顧客及びその他の営業秘密等を大規模買付者及びそのグループ会社等に移転させる等のいわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の買付を行おうとしている場合
- (iii) 大規模買付者が当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者及びそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で当社株券等の買付を行おうとしている場合
- (iv) 大規模買付者が当社の経営を一時的に支配して当社の事業活動に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産を売却処分させ、その利益をもって一時的な高配当をさせ、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高価売り抜けをする目的で当社株券等の買付を行おうとしている場合
- (v) 大規模買付者の提示する買付の方法が、証券取引法その他の法令に違反し、又は最初の買付で当社全株券等の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の当社株券等の買付を行ういわゆる二段階買取及び部分的公開買付等の株主の判断の機会又は自由を構造上強圧的に制約するものである場合
- (vi) 大規模買付者の提示する当社株券等の買付条件（買付対価の種類、金額及びその算定根拠）並びに買付の内容、時期及び方法等が当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものである場合
- (vii) 大規模買付者の経営者又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、公序良俗の観点から大規模買付者が当社の支配権を取得することが不適切である場合
- (viii) その他(i)ないし(vii)に準じる場合で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損すると認められる場合

#### ②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、当社取締役会は、大規模買付行為が上記（５）①(i)ないし(viii)に定める事由に該当すると判断したとき、当社の企業価値若しくは株主共同の利益を守るため会社法その他の法律及び当社定款上認められるあらゆる対抗措置のうち、当社取締役会が最も適切と判断する対抗措置を講じることができるものとします。

#### ③対抗措置を講じる場合の手続

本対応方針においては、上記（５）①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として、対抗措置は講じません。但し、上記（５）①に記載のとおり例外的に対抗措置を講じる場合、並びに上記（５）②に記載のとおり対抗措置を講じる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会は対抗措置を講じるに先立ち、特別委員会及び監査役に対して対抗措置を講じることの是非について諮問し、特別委員会及び監査役は、当社の企業価値若しくは株主共同の利益を著しく毀損しているか否か等について十分検討したうえで、対抗措置を講じることの是非について意見、助言等を行うものとします。これを受け、当社取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、特別委員会及び監査役の意見、助言等を最大限に尊重し、対抗措置を講じるか否かにつき、取締役会評価期間内に速やかに決定するものとします。なお、対抗措置は、当社株主（大規模買付者を除くものとします。）の法的権利及び経済的利益を著しく害するものであってはならないものとします。当社取締役会は、上記決定を行った場合には、当該決定の概要その他当社取締役会が必要と判断する事項について、速やかに公表いたします。

具体的対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は別紙３に記載のとおりとしますが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会は、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属する者（但し、事前に当社取締役会が同意した者及び本対応方針導入日時点でこれに属する者を除きます。）ではないことを新株予約権の行使条件としたり、当該行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権１個につき当社取締役会が別途定める数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めるなど、対抗措置としての効果を勘案した条件等を設けることができるものとします。

#### ④対抗措置の停止等について

上記（５）①又は②において、当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置を講じることが適切でないとき当社取締役会が判断した場合には、特別委員会及び監査役の意見、助言等を受けたうえで、次のとおり対抗措置を停止することができるものとします。

- (i) 当社取締役会が新株予約権の無償割当ての決定をした日から新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までの間においては、新株予約権の無償割当てを中止する。
- (ii) 新株予約権の無償割当ての効力発生日後、権利行使開始日の前日までの間においては、当該新株予約権を無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）する。

また、新株予約権の無償割当て以外の対抗措置を講じる場合において、これを停止又は変更を行うときは、会社法その他の法律及び定款に基づく手続きによるものとします。なお、当社取締役会は、対抗措置の停止等を行う場合は、当該決定の概要その他当社取締役会が必要と判断する事項について、速やかに公表いたします。

#### (6) 本対応方針の有効期間並びに継続、廃止及び変更

本対応方針の有効期間は、平成19年4月11日から平成20年4月30日までとします。但し、有効期間満了日までに開催される当社取締役会において、本対応方針を継続することを決定した場合、かかる有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。なお、本対応方針につき、当社第26期定時株主総会において出席株主の皆様議決権の過半数のご承認が得られなかった場合には、同総会終了後速やかに本対応方針を廃止します。

当社は、かかる有効期間満了前であっても、当社取締役会の決定によって本対応方針を廃止することができます。また、関係法令等の改正・整備等を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本対応方針の見直しを行い、本対応方針を変更する場合があります。

当社は、本対応方針が継続、廃止又は変更された場合には、その旨及び変更の場合には変更内容を速やかに公表します。

#### 4. 当該取組みが基本方針に沿うものであり、かつ株主の共同の利益を損なうものではないこと、また当社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社では、本対応方針の導入にあたって、以下の点から、本対応方針が基本方針に沿うものであり、かつ

株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(1) 株主意思の反映

本対応方針は、当社第26期定時株主総会において株主の皆様の賛否をご確認するものとし、当社取締役会は、出席株主の皆様の議決権の過半数のご承認が得られなかった場合には、同総会終了後速やかに本対応方針を廃止するものとしており、株主の皆様のご意思が反映されることになっております。

(2) 特別委員会の設置による当社取締役会判断の客観性及び合理性の担保

当社は、大規模買付者の協議、交渉、評価期間の延長及び対抗措置を講じる事由の該当性等に関する当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、特別委員会を設置します。これは本対応方針の運用に際し、一層の客観性を確保し、より株主共同の利益につながると考えたからであります。また、特別委員会の委員は、当社と利害関係を有しておらず、当社の業務執行を行う経営陣からの独立性を有しております（各委員の略歴は別紙2の5参照）。

特別委員会の判断・決定の概要については、株主の皆様にご公表することとされており、本対応方針の運営は透明性をもって行われます。

(3) 対抗措置を講じる場合の客観的要件・厳格な手続の設定

対抗措置は、上記3（5）「大規模買付行為が為された場合の対応」にて記載の通り、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ講じることができないように設定されており、しかもこれらの客観的要件は、上記1記載の基本方針において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと思われる場合と一致させております。また、上記3（5）③にて記載の通り、対抗措置を講じるための手続要件を具体的に、かつ厳格に定めており、当社取締役が恣意的に対抗措置を講じることを防止しております。

(4) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、上記3（6）「本対応方針の有効期間並びに継続、廃止及び変更」にて記載の通り、当社取締役会の決定によって本対応方針を廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会において本対応方針を廃止することが可能です。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は1年であるため、本対応方針は、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5. 株主・投資家に与える影響等について

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としております。これにより、株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置を講じた時に株主・投資家に与える影響等

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組上、株主の皆様（大規模買付者を除くものとします。）が法的権利及び経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な公表を行います。

対抗措置として新株予約権無償割当てを行うことを決定した場合には、当社は、割当てに係る基準日を公告し、当該基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に新株予約権が無償で割当てられるため、名義書換未了の株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名義書換手続きを行っていただく必要があります。

なお、株主の皆様が新株予約権を行使される場合には、当社取締役会が別途定める権利行使期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。但し、当社が新株予約権を当社株式と引換え

に取得できる旨の条項を適用した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、新株予約権と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付します。

また、新株予約権無償割当てを行うことを決定した場合には、当社株式の価格が少なからず変動することもありますので、株主の皆様におかれましては十分ご注意ください。なお、特別委員会及び監査役の意見、助言等を受けて、当社取締役会の決定により新株予約権の無償割当ての中止又は無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、新株予約権無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

大規模買付者については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値若しくは株主共同の利益を著しく毀損すると判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応方針の公表は、大規模買付者が、大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

別紙 1

#### 当社株式の状況（平成19年2月28日現在）

1. 発行可能株式総数  
250,000,000株
2. 発行済株式の総数  
97,683,133株（うち自己株式の数 5,284,600株）
3. 株主数  
17,880名
4. 大株主

株主名	持株数(千株)	出資比率(%)
ファミリーコーポレーション株式会社	29,941	32.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,158	3.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,400	2.60
ビーエヌピー パリバ セキュリティーズ サービス ルクセンブルグ ジャスデック セキュリティーズ	2,299	2.49
株式会社みずほ銀行	2,085	2.26
野村證券株式会社	2,061	2.23
日本生命保険相互会社	1,831	1.98
ドレスナー・クライノオート証券会社東京支店	1,741	1.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	1,688	1.83
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント イー アイエスジー	1,615	1.75

（注）出資比率は、発行済株式の総数から自己株式数を減じた株式数（92,398,533株）を基準に算出しております。

別紙 2

#### 特別委員会の概要

##### 1. 特別委員会の設置

大規模買付行為に関する当社取締役会の対応及び判断について、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会の決議により特別委員会を設置する。

## 2. 委員の選任

- ① 特別委員会の委員は、3名以上、5名以内とする。
- ② 委員の選任及び解任は、当社取締役会の決議によるものとする。
- ③ 特別委員会の委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している弁護士、公認会計士、学識経験者、経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者などの中から選任する。

## 3. 委員の任期

特別委員会の委員の任期は、就任後最初に到来する「大規模買付行為への対応方針」の有効期限までとする。

## 4. 特別委員会の役割

- ① 特別委員会は、大規模買付者から提供を受けた情報及び当社取締役会の意見等を当社取締役会から提供を受け、次の事項につき第三者的かつ専門的立場から検討、評価、判断を行い、当社取締役会に対し意見、助言等を行うものとする。特別委員会は、かかる意見、助言等に当たっては、当社の企業価値若しくは株主共同の利益に資するか否かの観点から判断するものとし、当社の経営陣の保身に協力することを目的としてはならない。
  - (1) 大規模買付者により提供された情報が、当社株主の判断のために十分か否か。
  - (2) 大規模買付行為が、当社の企業価値若しくは株主共同の利益を著しく損なうか否か。
  - (3) 当社取締役会が講じる対抗措置が、客観的かつ合理的な判断によるものであり、必要かつ相当なものか否か。
  - (4) その他、当社取締役会が諮問を求める事項。
- ② 特別委員会は、当社の費用負担において、弁護士、公認会計士、証券会社及び投資銀行等の外部専門家に検討に必要な助言を求めることができるものとする。
- ③ 当社取締役会は、特別委員会及び社外監査役を含む当社監査役の意見、助言等を最大限尊重のうえ、最終的な決定を行うものとする。

## 5. 特別委員会委員の氏名及び略歴（敬称略）

早坂 昇一（はやさか しょういち）

昭和41年8月 公認会計士登録（現在に至る）  
昭和47年4月 監査法人トーマツ入社  
昭和49年10月 同社代表社員  
平成元年6月 同社専務代表社員  
平成9年6月 デロイト トーマツ コンサルティング株式会社取締役会長  
平成15年6月 マスマニューチュアル生命保険株式会社常勤監査役（現職）

河内 悠紀（かわち ゆうき）

昭和41年4月 東京地方検察庁検事  
平成9年4月 京都地方検察庁検事正  
平成10年7月 法務総合研究所所長  
平成11年12月 仙台高等検察庁検事長  
平成13年11月 名古屋高等検察庁検事長  
平成14年6月 大阪高等検察庁検事長  
平成15年3月 弁護士登録（現在に至る）

池田 弘一（いけだ こういち）

昭和38年4月 アサヒビール株式会社入社  
平成8年3月 同社取締役  
平成9年3月 同社常務取締役  
平成11年3月 同社専務取締役  
平成14年1月 同社代表取締役社長兼COO  
平成18年3月 同社代表取締役会長兼CEO（現職）

## 新株予約権の無償割当ての概要

## 1. 株主に割り当てる新株予約権の内容

## ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。新株予約権の目的である株式の総数は、当社定款に規定される発行可能株式総数から発行済株式総数を控除した数を上限とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。

## ② 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

## ③ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

## ④ 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、事前に当社取締役会が同意した者及び本対応方針導入日時点で議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者を除く。）ではないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## ⑤ 新株予約権の取得

新株予約権の行使期間が開始する前日までの間、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、無償で新株予約権を取得することができる。

当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、上記④の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

## ⑥ 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、消却事由及び消却条件その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

## 2. 株主に割り当てる新株予約権の数

当社取締役会が別途定める割当てに係る基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を無償で割り当てる。

## 4 【経営上の重要な契約等】

株式会社ファミリーマート・チャイナ・ホールディング（連結子会社）は、下記のとおりエリアフランチャイズ契約を締結しました。

契約締結先	蘇州福満家便利店有限公司（中華人民共和国法人）
契約日	2007年7月16日
契約名	「エリアフランチャイズ契約」
契約の内容	中華人民共和国江蘇省蘇州市におけるコンビニエンスストア“ファミリーマート”の直営店及びフランチャイズ店の営業の許諾。
契約期間	2007年7月16日から向こう10年間
契約の条件	ロイヤリティー 全売上高の一定料率

## 5 【研究開発活動】

研究開発活動については、当社はコンビニエンスストアのオリジナル商品の開発を常に進めておりますが、その他特記すべき事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末において計画した重要な設備の新設及び改修のうち、当中間連結会計期間中において完了した主なものは次のとおりであります。

##### (1) 店舗投資に係る主なもの

会社名	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	投資金額(百万円)	完了年月	資金調達方法
提出会社	コンビニエンスストア事業	店舗の新設及び改修等	11,066	平成19年3月～8月	自己資金
全家便利商店股份有限公司	〃	〃	1,469	平成19年1月～6月	〃
Siam FamilyMart Co.,Ltd.	〃	〃	211	〃	自己資金及び借入金
FAMIMA CORPORATION	〃	〃	69	〃	〃
計	—	—	12,816	—	—

- (注) 1. 全家便利商店股份有限公司、Siam FamilyMart Co.,Ltd.及びFAMIMA CORPORATIONについては、平成19年6月30日現在の状況を記載しております。
2. 上記の金額には店舗賃借に係る敷金・保証金が含まれております。
3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

##### (2) 情報システム投資に係る主なもの

会社名	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	投資金額(百万円)	完了年月	資金調達方法
全家便利商店股份有限公司	コンビニエンスストア事業	店舗システム等	218	平成19年1月～6月	自己資金
Siam FamilyMart Co.,Ltd.	〃	〃	65	〃	自己資金及び借入金
計	—	—	284	—	—

- (注) 1. 全家便利商店股份有限公司、Siam FamilyMart Co.,Ltd.については、平成19年6月30日現在の状況を記載しております。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	250,000,000
計	250,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年11月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	97,683,133	97,683,133	東京証券取引所 (市場第一部)	—
計	97,683,133	97,683,133	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年3月1日～ 平成19年8月31日	—	97,683	—	16,658	—	17,056

## (5) 【大株主の状況】

(平成19年8月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
ファミリーコーポレーション 株式会社	東京都文京区小石川一丁目4番1号	29,941	30.65
メロン バンク エヌエー トリーティー クライアント オムニバス (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行決済事業部)	ONE MELLON BANK CENTER, PITTSBURGH, PENNSYLVANIA (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	5,303	5.43
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	3,221	3.30
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー	2,930	3.00
ビーエヌピー パリバ セキュリテ ィーズ サービス ルクセンブルグ ジャ スデック セキュリティーズ (常任代理人 香港上海銀行 東京支店カスタディ業務部)	23, AVENUE DE LA PORTE NEUVE L-2085 LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	2,384	2.44
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海 アイランドトリトンスクエアオフィス タワーZ棟)	2,085	2.13
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,041	2.09
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,998	2.05
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	1,964	2.01
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,883	1.93
計	—	53,754	55.03

(注) 1. 上記のほか、自己株式が2,356千株あります。

2. アンダーソン・毛利・友常法律事務所(受託者)から平成19年8月7日付でマッケンジー・ファイナンシャル・コーポレーション他1名を共同保有者とする大量保有報告書の写しの送付があり、平成19年7月31日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けましたが、当社として当中間期末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の写しの内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
マッケンジー・ファイナンシャル・コーポレーション	502	0.51
マッケンジー・キャンディル・インベストメント・マネジメン ト・リミテッド	4,991	5.11
合計	5,493	5.62

## (6) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

(平成19年8月31日現在)

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 2,356,900	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 95,190,000	951,799	—
単元未満株式	普通株式 136,233	—	一単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	97,683,133	—	—
総株主の議決権	—	951,799	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の株式数の欄には、証券保管振替機構名義の株式が10,100株含まれておりますが、議決権の数の欄には同機構名義の101個は含めておりません。

### ② 【自己株式等】

(平成19年8月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
㈱ファミリーマート	東京都豊島区東池袋 四丁目26番10号	2,356,900	—	2,356,900	2.41
計	—	2,356,900	—	2,356,900	2.41

## 2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高 (円)	3,330	3,350	3,180	3,280	3,320	3,090
最低 (円)	3,140	3,010	3,030	3,070	3,050	2,875

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

# 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

### ① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年8月31日)		当中間連結会計期間末 (平成19年8月31日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年2月28日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		82,774		81,889		69,555	
2. 加盟店貸金		7,512		7,128		8,948	
3. 有価証券		10,504		22,708		5,980	
4. たな卸資産		7,549		8,177		8,446	
5. 前払費用		6,065		6,248		5,675	
6. 繰延税金資産		3,720		2,625		2,341	
7. 未収入金		16,328		16,978		16,889	
8. その他		12,374		13,694		14,365	
9. 貸倒引当金		△1,140		△232		△1,274	
流動資産合計		145,689	44.5	159,217	45.7	130,928	41.5
II 固定資産	※1						
1. 有形固定資産							
(1) 建物及び構築物		27,260		28,727		27,759	
(2) 器具及び備品		13,256		11,649		12,160	
(3) 土地		12,882		12,410		12,586	
(4) その他		2,095	55,494	2,407	55,195	2,752	55,258
2. 無形固定資産							
(1) ソフトウェア		7,645		4,424		4,673	
(2) 連結調整勘定		167		—		109	
(3) のれん		—		610		—	
(4) その他		1,044	8,857	244	5,280	938	5,720
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		16,749		17,639		16,886	
(2) 繰延税金資産		3,307		3,261		3,292	
(3) 敷金保証金		83,479		89,384		86,148	
(4) その他		14,194		20,332		17,664	
(5) 貸倒引当金		△597	117,133	△1,794	128,822	△643	123,347
固定資産合計		181,485	55.5	189,298	54.3	184,326	58.5
資産合計		327,174	100.0	348,516	100.0	315,255	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年8月31日)		当中間連結会計期間末 (平成19年8月31日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年2月28日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 支払手形及び買掛金		73,003		75,254		61,347	
2. 加盟店預り金		4,322		4,516		2,839	
3. 短期借入金		541		311		617	
4. 未払金		16,552		15,212		15,446	
5. 未払法人税等		8,013		7,580		4,627	
6. 預り金		34,721		31,978		35,601	
7. その他		5,501		6,390		5,883	
流動負債合計		142,655	43.6	141,244	40.5	126,362	40.1
II 固定負債							
1. 退職給付引当金		4,979		5,153		5,117	
2. 役員退職慰労引当金		444		481		494	
3. 預り敷金保証金		10,401		10,416		10,554	
4. その他		1,325		1,807		1,571	
固定負債合計		17,151	5.2	17,859	5.1	17,738	5.6
負債合計		159,806	48.8	159,104	45.6	144,101	45.7
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		16,658	5.1	16,658	4.8	16,658	5.3
2. 資本剰余金		17,869	5.4	17,388	5.0	17,869	5.7
3. 利益剰余金		142,849	43.7	154,605	44.4	146,272	46.4
4. 自己株式		△17,029	△5.2	△7,598	△2.2	△17,037	△5.5
株主資本合計		160,347	49.0	181,054	52.0	163,763	51.9
II 評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価差額金		433	0.1	△230	△0.1	139	0.0
2. 為替換算調整勘定		△357	△0.1	607	0.2	△200	△0.0
評価・換算差額等合計		75	0.0	377	0.1	△60	△0.0
III 少数株主持分		6,945	2.2	7,980	2.3	7,452	2.4
純資産合計		167,368	51.2	189,411	54.4	171,154	54.3
負債・純資産合計		327,174	100.0	348,516	100.0	315,255	100.0

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)			
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)		
I 営業収入									
1. 加盟店からの収入		73,111		75,734		142,293			
2. その他		10,452	83,564	11,064	86,798	21,049	163,342		
II 売上高			70,021 (100.0)		74,810 (100.0)		134,506 (100.0)		
営業総収入			153,585 100.0		161,608 100.0		297,849 100.0		
III 売上原価			57,002 (81.4) 37.1		60,223 (80.5) 37.3		108,839 (80.9) 36.5		
売上総利益			(13,018) (18.6)		(14,586) (19.5)		(25,667) (19.1)		
営業総利益			96,583 62.9		101,385 62.7		189,010 63.5		
IV 販売費及び一般管理費									
1. 従業員給与・賞与		13,589		14,645		27,186			
2. 借地借家料		26,819		29,675		55,034			
3. 減価償却費		5,630		4,865		11,564			
4. 水道光熱費		5,511		5,186		11,169			
5. その他		26,993	78,545	28,431	82,804	54,445	159,401	53.6	
営業利益			18,037 11.7		18,580 11.5		29,608 9.9		
V 営業外収益									
1. 受取利息		525		845		1,187			
2. 受取配当金		22		45		51			
3. 有価証券売却益		92		46		140			
4. 為替差益		213		—		682			
5. 持分法による投資利益		136		365		204			
6. その他		184	1,175	190	1,493	453	2,719	0.9	
VI 営業外費用									
1. 支払利息		26		155		71			
2. 為替差損		—		39		—			
3. レジ現金過不足		13		8		26			
4. 自己株式委託買付手数料		13		—		13			
5. 店舗支援金		7		—		7			
6. その他		14	76	38	242	33	152	0.0	
経常利益			19,136 12.5		19,831 12.3		32,175 10.8		
VII 特別利益									
1. 前期損益修正益	※1	—		262		—			
2. 貸倒引当金戻入益		2		29		41			
3. 固定資産売却益	※2	109		16		136			
4. 投資有価証券売却益		40		—		40			
5. 持分変動利益		—		283		—			
6. その他		16	169	11	602	33	251	0.1	
VIII 特別損失									
1. 固定資産売却損	※3、4	101		103		205			
2. 固定資産除却損	※3、4	1,049		861		2,372			
3. 減損損失	※5	572		922		1,436			
4. リース解約金	※4	139		171		255			
5. 店舗賃借解約損	※4	373		371		771			
6. その他		222	2,460	416	2,848	635	5,676	1.9	
税金等調整前中間 (当期) 純利益			16,845 11.0		17,585 10.9		26,750 9.0		
法人税、住民税 及び事業税		7,490		7,126		9,843			
法人税等調整額		△430	7,060 4.7	△35	7,091 4.4	1,164	11,007 3.7		
少数株主利益			365 0.2		20 0.0		774 0.3		
中間(当期)純利益			9,419 6.1		10,473 6.5		14,968 5.0		

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自平成18年3月1日 至平成18年8月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年2月28日残高（百万円）	16,658	17,057	135,575	△1,769	167,522
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△2,082		△2,082
利益処分による役員賞与金			△63		△63
中間純利益			9,419		9,419
自己株式の取得				△16,440	△16,440
自己株式の処分		811		1,180	1,992
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）					
中間連結会計期間中の変動額合計（百万円）	－	811	7,273	△15,259	△7,174
平成18年8月31日残高（百万円）	16,658	17,869	142,849	△17,029	160,347

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年2月28日残高（百万円）	878	△168	709	7,525	175,757
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当					△2,082
利益処分による役員賞与金					△63
中間純利益					9,419
自己株式の取得					△16,440
自己株式の処分					1,992
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	△445	△189	△634	△579	△1,214
中間連結会計期間中の変動額合計（百万円）	△445	△189	△634	△579	△8,388
平成18年8月31日残高（百万円）	433	△357	75	6,945	167,368

当中間連結会計期間（自平成19年3月1日 至平成19年8月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年2月28日残高（百万円）	16,658	17,869	146,272	△17,037	163,763
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△2,125		△2,125
在外連結子会社の利益処分による役員賞与金			△15		△15
中間純利益			10,473		10,473
自己株式の取得				△9	△9
自己株式の処分		△480		9,448	8,968
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）					
中間連結会計期間中の変動額合計（百万円）	—	△480	8,332	9,439	17,291
平成19年8月31日残高（百万円）	16,658	17,388	154,605	△7,598	181,054

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年2月28日残高（百万円）	139	△200	△60	7,452	171,154
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当					△2,125
在外連結子会社の利益処分による役員賞与金					△15
中間純利益					10,473
自己株式の取得					△9
自己株式の処分					8,968
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	△369	807	438	527	965
中間連結会計期間中の変動額合計（百万円）	△369	807	438	527	18,256
平成19年8月31日残高（百万円）	△230	607	377	7,980	189,411

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自平成18年3月1日 至平成19年2月28日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年2月28日残高（百万円）	16,658	17,057	135,575	△1,769	167,522
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△4,207		△4,207
利益処分による役員賞与金			△63		△63
当期純利益			14,968		14,968
自己株式の取得				△16,449	△16,449
自己株式の処分		811		1,180	1,992
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計（百万円）	—	811	10,697	△15,268	△3,759
平成19年2月28日残高（百万円）	16,658	17,869	146,272	△17,037	163,763

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年2月28日残高（百万円）	878	△168	709	7,525	175,757
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△4,207
利益処分による役員賞与金					△63
当期純利益					14,968
自己株式の取得					△16,449
自己株式の処分					1,992
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△738	△31	△770	△72	△843
連結会計年度中の変動額合計（百万円）	△738	△31	△770	△72	△4,602
平成19年2月28日残高（百万円）	139	△200	△60	7,452	171,154

## ④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
1. 税金等調整前中間 (当期) 純利益		16,845	17,585	26,750
2. 減価償却費		5,630	4,865	11,564
3. 連結調整勘定償却額		31	—	56
4. のれん償却額		—	235	—
5. 貸倒引当金の増加額 (減少額△)		△19	106	158
6. 退職給付引当金の増加額		134	34	278
7. 役員退職慰労引当金の減少額		△78	△12	△28
8. 受取利息及び受取配当金		△547	△891	△1,238
9. 支払利息		26	155	71
10. 持分法による投資利益		△136	△365	△204
11. 有価証券関連損益		△132	△33	△200
12. 固定資産除売却損益		1,041	949	2,441
13. 減損損失		572	922	1,436
14. 店舗賃借解約損		373	371	771
15. 役員賞与支払額		△47	—	△63
16. 加盟店貸金・加盟店預り金の純増減額		2,333	3,504	△581
17. たな卸資産の減少額 (増加額△)		△661	542	△1,275
18. 支払手形及び買掛金の増加額		12,755	13,268	447
19. 預り金の増加額 (減少額△)		3,508	△3,754	4,269
20. その他		1,339	1,367	251
小計		42,970	38,851	44,906
21. 利息及び配当金の受取額		655	991	1,341
22. 利息の支払額		△26	△158	△70
23. 法人税等の支払額		△5,619	△4,009	△11,084
営業活動によるキャッシュ・フロー		37,981	35,675	35,092

		前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>				
1. 定期預金の預入れによる支出		△1,003	△1,020	△1,076
2. 有価証券等の取得による支出		△82,651	△71,402	△140,586
3. 有価証券等の売却による収入		75,381	63,257	137,482
4. 有価証券等の償還による収入		1,000	—	1,000
5. 有形無形固定資産の取得による支出		△10,531	△6,849	△17,804
6. 有形無形固定資産の売却による収入		504	470	4,653
7. 短期貸付金の純増減額		63	28	143
8. 長期貸付けによる支出		△1,525	△0	△3,984
9. 長期貸付金の回収による収入		1	2	2
10. 敷金保証金の差入れによる支出		△7,580	△8,041	△15,723
11. 敷金保証金の回収による収入		1,289	1,007	3,032
12. 預り敷金保証金の受入れによる収入		728	707	1,427
13. 預り敷金保証金の返還による支出		△631	△871	△1,204
14. 営業譲受けによる支出		△129	—	△299
15. その他		△10	△105	△0
投資活動によるキャッシュ・フロー		△25,095	△22,819	△32,938
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>				
1. 短期借入金の純増減額		—	△367	—
2. 少数株主の払込による収入		98	1,170	98
3. 自己株式の取得による支出		△16,453	△9	△16,462
4. 自己株式の処分による収入		1,992	8,968	1,992
5. 配当金の支払額		△2,083	△2,126	△4,208
6. 少数株主への配当金の支払額		—	—	△957
7. その他		142	△147	383
財務活動によるキャッシュ・フロー		△16,303	7,488	△19,154
<b>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>		△1	979	361
<b>V 現金及び現金同等物の増減額</b>		△3,419	21,323	△16,638
<b>VI 現金及び現金同等物の期首残高</b>		86,189	69,550	86,189
<b>VII 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高</b>		82,769	90,873	69,550

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(イ) 連結子会社の数 7社 連結子会社名 全家便利商店股份有限公司 Siam FamilyMart Co.,Ltd. SFM Holding Co.,Ltd. ㈱ファミリーマート・チャイナ・ホールディング FAMIMA CORPORATION ㈱ファミマ・ドット・コム ㈱江洋商事</p> <p>(ロ) 主要な非連結子会社の名称等 FamilyMart HongKong Limited. FamilyMart Convenience Store (BVI) Co.,Ltd. 全網行銷股份有限公司 日翊文化行銷股份有限公司 (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、総資産、営業総収入、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額がいずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しました。</p>	<p>(イ) 連結子会社の数 7社 連結子会社名 全家便利商店股份有限公司 Siam FamilyMart Co.,Ltd. SFM Holding Co.,Ltd. ㈱ファミリーマート・チャイナ・ホールディング FAMIMA CORPORATION ㈱ファミマ・ドット・コム ㈱ファミマ・リテール・サービス なお、㈱ファミマ・リテール・サービスは、平成19年3月1日付で㈱江洋商事より商号変更しております。</p> <p>(ロ) 主要な非連結子会社の名称等 FamilyMart HongKong Limited. FamilyMart Convenience Store (BVI) Co.,Ltd. 全網行銷股份有限公司 日翊文化行銷股份有限公司 (連結の範囲から除いた理由) 同左</p>	<p>(イ) 連結子会社の数 7社 連結子会社名 全家便利商店股份有限公司 Siam FamilyMart Co.,Ltd. SFM Holding Co.,Ltd. ㈱ファミリーマート・チャイナ・ホールディング FAMIMA CORPORATION ㈱ファミマ・ドット・コム ㈱江洋商事</p> <p>(ロ) 主要な非連結子会社の名称等 FamilyMart HongKong Limited. FamilyMart Convenience Store (BVI) Co.,Ltd. 全網行銷股份有限公司 日翊文化行銷股份有限公司 (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、総資産、営業総収入、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額がいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しました。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(イ) 持分法適用の非連結子会社の数 3社 持分法適用の非連結子会社名 FamilyMart Convenience Store (BVI) Co.,Ltd. 全網行銷股份有限公司 日翊文化行銷股份有限公司</p> <p>(ロ) 持分法適用の 関連会社の数 11社 持分法適用の関連会社名 ㈱沖繩ファミリーマート ㈱南九州ファミリーマート BOKWANG FAMILYMART CO.,LTD. China CVS (Cayman Islands) Holding Corp. 上海福満家便利有限公司 ㈱北海道ファミリーマート 便利達康股份有限公司 ㈱ファミリーシェフ ファミマクレジット㈱ 屏榮食品股份有限公司 SIAM DCM CO.,LTD.</p>	<p>(イ) 持分法適用の非連結子会社の数 3社 持分法適用の非連結子会社名 FamilyMart Convenience Store (BVI) Co.,Ltd. 全網行銷股份有限公司 日翊文化行銷股份有限公司</p> <p>(ロ) 持分法適用の 関連会社の数 13社 持分法適用の関連会社名 ㈱沖繩ファミリーマート ㈱南九州ファミリーマート BOKWANG FAMILYMART CO.,LTD. China CVS (Cayman Islands) Holding Corp. 上海福満家便利有限公司 ㈱北海道ファミリーマート 広州市福満家便利店有限公司 便利達康股份有限公司 ㈱ファミリーシェフ ファミマクレジット㈱ 屏榮食品股份有限公司 SIAM DCM CO.,LTD. 精藤股份有限公司 なお、精藤股份有限公司は、連結子会社の全家便利商店股份有限公司が新たに株式を取得したため、当中間連結会計期間より持分法適用の関連会社としております。</p>	<p>(イ) 持分法適用の非連結子会社の数 3社 持分法適用の非連結子会社名 FamilyMart Convenience Store (BVI) Co.,Ltd. 全網行銷股份有限公司 日翊文化行銷股份有限公司</p> <p>(ロ) 持分法適用の 関連会社の数 12社 持分法適用の関連会社名 ㈱沖繩ファミリーマート ㈱南九州ファミリーマート BOKWANG FAMILYMART CO.,LTD. China CVS (Cayman Islands) Holding Corp. 上海福満家便利有限公司 ㈱北海道ファミリーマート 広州市福満家便利店有限公司 便利達康股份有限公司 ㈱ファミリーシェフ ファミマクレジット㈱ 屏榮食品股份有限公司 SIAM DCM CO.,LTD. 当連結会計年度において新設した広州市福満家便利店有限公司を持分法適用の関連会社としております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
	<p>(ハ) 持分法を適用していない非連結子会社 (FamilyMart HongKong Limited.) は、中間純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しました。</p> <p>(ニ) 持分法の適用会社のうち、中間決算日が中間連結決算日と異なる会社については、当該会社の中間会計期間に係る中間財務諸表を使用しております。</p>	<p>(ハ) 同左</p> <p>(ニ) 同左</p>	<p>(ハ) 持分法を適用していない非連結子会社 (FamilyMart HongKong Limited.) は、当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しました。</p> <p>(ニ) 持分法の適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。</p>
3. 連結子会社の (中間) 決算 日等に関する 事項	<p>連結子会社のうち、全家便利商店股份有限公司、Siam FamilyMart Co.,Ltd.、SFM Holding Co.,Ltd.、(株)ファミリーマート・チャイナ・ホールディング及びFAMIMA CORPORATIONの中間決算日は6月30日であります。中間連結財務諸表の作成にあたっては同日現在の中間財務諸表を使用し、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	同左	<p>連結子会社のうち、全家便利商店股份有限公司、Siam FamilyMart Co.,Ltd.、SFM Holding Co.,Ltd.、(株)ファミリーマート・チャイナ・ホールディング及びFAMIMA CORPORATIONの決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
4. 会計処理基準に 関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券 満期保有目的債券 …償却原価法 (定額法)</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの …中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)</p> <p>ただし、在外連結子会社は、所在地国の会計基準にしたがい、時価で評価し、評価差額は損益として処理しております。</p> <p>時価のないもの …主として移動平均法による原価法</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券 満期保有目的債券 …同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの …同左</p> <p>時価のないもの …同左</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券 満期保有目的債券 …同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの …決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)</p> <p>ただし、在外連結子会社は、所在地国の会計基準にしたがい、時価で評価し、評価差額は損益として処理しております。</p> <p>時価のないもの …同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
	<p>②デリバティブ 時価法</p> <p>③たな卸資産 商品……主として売価還元法による原価法 貯蔵品…最終仕入原価法による原価法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。 ただし、当社及び国内連結子会社については、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）について定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物：2年から50年 器具及び備品：2年から20年</p> <hr/> <p>②無形固定資産 定額法 なお、当社及び国内連結子会社の自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 当社及び国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 在外連結子会社については、個別の債権の回収可能性を勘案した必要額を計上しております。</p>	<p>②デリバティブ 同左</p> <p>③たな卸資産 商品……同左</p> <p>貯蔵品…同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 同左</p> <p>(会計方針の変更) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>②無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p>	<p>②デリバティブ 同左</p> <p>③たな卸資産 商品……同左</p> <p>貯蔵品…同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 同左</p> <hr/> <p>②無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
	<p>②退職給付引当金 当社及び国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理することとしております。 在外連結子会社については、所在地国の会計基準に基づく必要額を計上しております。</p> <p>③役員退職慰労引当金 当社及び国内連結子会社は、役員の退職により支給する役員慰労金に充てるため、内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、中間決算日の直物為替相場により換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、在外連結子会社については、所在地国の会計基準にしたがい、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>①消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>②退職給付引当金 同左</p> <p>③役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 同左</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>①消費税等の会計処理 同左</p>	<p>②退職給付引当金 当社及び国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理することとしております。 在外連結子会社については、所在地国の会計基準に基づく必要額を計上しております。</p> <p>③役員退職慰労引当金 当社及び国内連結子会社は、役員の退職により支給する役員慰労金に充てるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>①消費税等の会計処理 同左</p>
5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	同左	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は160,423百万円であります。</p> <p>なお、中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は163,702百万円であります。</p> <p>なお、連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)
<p>—————</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>「レジ現金過不足」は、前中間連結会計期間までは営業外費用の「その他」に含めて表示しておりましたが、当中間連結会計期間において営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の営業外費用「その他」に含まれている「レジ現金過不足」は、10百万円であります。</p> <p>—————</p>	<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>前中間連結会計期間まで「連結調整勘定」及び無形固定資産「その他」に含めて表示していた「営業権」は、当中間連結会計期間から「のれん」と表示しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の無形固定資産「その他」に含まれている「営業権」は776百万円であります。</p> <p>—————</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>前中間連結会計期間において、「連結調整勘定償却額」及び「減価償却費」に含めて表示していた「営業権償却額」は、当中間連結会計期間より「のれん償却額」と表示しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「減価償却費」に含まれている「営業権償却額」は182百万円であります。</p>



(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)																																																																																																																														
<p>※1. _____</p> <p>※2. 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="167 447 558 567"> <tr><td>建物及び構築物</td><td>82</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>器具及び備品</td><td>4</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>土地</td><td>19</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>109</td><td>百万円</td></tr> </table> <p>※3. 固定資産売却損及び固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="159 650 558 836"> <thead> <tr><th></th><th>売却損 (百万円)</th><th>除却損 (百万円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>建物及び構築物</td><td>63</td><td>811</td></tr> <tr><td>器具及び備品</td><td>36</td><td>106</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1</td><td>131</td></tr> <tr><td>計</td><td>101</td><td>1,049</td></tr> </tbody> </table> <p>※4. 固定資産売却損、固定資産除却損、リース解約金及び店舗賃借解約損には、店舗閉鎖に係る損失が含まれておりません。</p> <p>※5. 減損損失 当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産及びその他については、当該資産単独で資産のグルーピングをしております。</p> <p>主に収益性が著しく低下した店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（土地22百万円、建物271百万円、リース資産178百万円、その他100百万円）として特別損失に計上いたしました。</p> <table border="1" data-bbox="167 1430 566 1539"> <thead> <tr><th>用途</th><th>場所</th><th>種類</th><th>減損損失 (百万円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>店舗</td><td>大阪府堺市他</td><td>土地、建物、リース資産等</td><td>572</td></tr> </tbody> </table> <p>なお、回収可能価額は、主として使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを9.55%で割り引いて算定しております。</p> <p>このほか、持分法適用関連会社でも同様の方法により減損損失を計上しており、当社持分相当額を持分法による投資損益として取り込んでおります（136百万円）。</p>	建物及び構築物	82	百万円	器具及び備品	4	百万円	土地	19	百万円	その他	3	百万円	計	109	百万円		売却損 (百万円)	除却損 (百万円)	建物及び構築物	63	811	器具及び備品	36	106	その他	1	131	計	101	1,049	用途	場所	種類	減損損失 (百万円)	店舗	大阪府堺市他	土地、建物、リース資産等	572	<p>※1. 前期損益修正益の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="606 262 989 382"> <tr><td>システム入替損失</td><td>173</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>計上超過額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>店舗閉鎖に伴う損失計上超過額</td><td>88</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>262</td><td>百万円</td></tr> </table> <p>※2. 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="606 447 989 546"> <tr><td>建物及び構築物</td><td>8</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>器具及び備品</td><td>7</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>16</td><td>百万円</td></tr> </table> <p>※3. 固定資産売却損及び固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="590 650 989 836"> <thead> <tr><th></th><th>売却損 (百万円)</th><th>除却損 (百万円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>建物及び構築物</td><td>57</td><td>650</td></tr> <tr><td>器具及び備品</td><td>42</td><td>68</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3</td><td>142</td></tr> <tr><td>計</td><td>103</td><td>861</td></tr> </tbody> </table> <p>※4. 同左</p> <p>※5. 減損損失 当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産及びその他については、当該資産単独で資産のグルーピングをしております。</p> <p>主に収益性が著しく低下した店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（土地195百万円、建物365百万円、リース資産242百万円、その他118百万円）として特別損失に計上いたしました。</p> <table border="1" data-bbox="598 1430 997 1561"> <thead> <tr><th>用途</th><th>場所</th><th>種類</th><th>減損損失 (百万円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>店舗</td><td>静岡県静岡市他</td><td>土地、建物、リース資産等</td><td>922</td></tr> </tbody> </table> <p>なお、回収可能価額は、主として使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを9.25%で割り引いて算定しております。</p> <p>このほか、持分法適用関連会社でも同様の方法により減損損失を計上しており、当社持分相当額を持分法による投資損益として取り込んでおります（43百万円）。</p>	システム入替損失	173	百万円	計上超過額			店舗閉鎖に伴う損失計上超過額	88	百万円	計	262	百万円	建物及び構築物	8	百万円	器具及び備品	7	百万円	その他	0	百万円	計	16	百万円		売却損 (百万円)	除却損 (百万円)	建物及び構築物	57	650	器具及び備品	42	68	その他	3	142	計	103	861	用途	場所	種類	減損損失 (百万円)	店舗	静岡県静岡市他	土地、建物、リース資産等	922	<p>※1. _____</p> <p>※2. 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="1037 447 1428 567"> <tr><td>建物及び構築物</td><td>91</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>器具及び備品</td><td>16</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>土地</td><td>24</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>136</td><td>百万円</td></tr> </table> <p>※3. 固定資産売却損及び固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="1021 650 1428 869"> <thead> <tr><th></th><th>売却損 (百万円)</th><th>除却損 (百万円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>建物及び構築物</td><td>121</td><td>1,445</td></tr> <tr><td>器具及び備品</td><td>80</td><td>480</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td>—</td><td>25</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3</td><td>421</td></tr> <tr><td>計</td><td>205</td><td>2,372</td></tr> </tbody> </table> <p>※4. 同左</p> <p>※5. 減損損失 当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産及びその他については、当該資産単独で資産のグルーピングをしております。</p> <p>主に収益性が著しく低下した店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（土地 406百万円、建物 479百万円、リース資産 378百万円、その他 172百万円）として特別損失に計上いたしました。</p> <table border="1" data-bbox="1029 1430 1428 1539"> <thead> <tr><th>用途</th><th>場所</th><th>種類</th><th>減損損失 (百万円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>店舗</td><td>東京都北区他</td><td>土地、建物、リース資産等</td><td>1,436</td></tr> </tbody> </table> <p>回収可能価額は、売却予定資産については正味売却価額により測定し、それ以外の資産については使用価値により測定しております。なお、使用価値については、将来キャッシュ・フローを9.71%で割り引いて算定し、正味売却価額については、路線価による相続税評価額に基づき算定しております。</p> <p>このほか、持分法適用関連会社でも同様の方法により減損損失を計上しており、当社持分相当額を持分法による投資損益として取り込んでおります（206百万円）。</p>	建物及び構築物	91	百万円	器具及び備品	16	百万円	土地	24	百万円	その他	3	百万円	計	136	百万円		売却損 (百万円)	除却損 (百万円)	建物及び構築物	121	1,445	器具及び備品	80	480	ソフトウェア	—	25	その他	3	421	計	205	2,372	用途	場所	種類	減損損失 (百万円)	店舗	東京都北区他	土地、建物、リース資産等	1,436
建物及び構築物	82	百万円																																																																																																																														
器具及び備品	4	百万円																																																																																																																														
土地	19	百万円																																																																																																																														
その他	3	百万円																																																																																																																														
計	109	百万円																																																																																																																														
	売却損 (百万円)	除却損 (百万円)																																																																																																																														
建物及び構築物	63	811																																																																																																																														
器具及び備品	36	106																																																																																																																														
その他	1	131																																																																																																																														
計	101	1,049																																																																																																																														
用途	場所	種類	減損損失 (百万円)																																																																																																																													
店舗	大阪府堺市他	土地、建物、リース資産等	572																																																																																																																													
システム入替損失	173	百万円																																																																																																																														
計上超過額																																																																																																																																
店舗閉鎖に伴う損失計上超過額	88	百万円																																																																																																																														
計	262	百万円																																																																																																																														
建物及び構築物	8	百万円																																																																																																																														
器具及び備品	7	百万円																																																																																																																														
その他	0	百万円																																																																																																																														
計	16	百万円																																																																																																																														
	売却損 (百万円)	除却損 (百万円)																																																																																																																														
建物及び構築物	57	650																																																																																																																														
器具及び備品	42	68																																																																																																																														
その他	3	142																																																																																																																														
計	103	861																																																																																																																														
用途	場所	種類	減損損失 (百万円)																																																																																																																													
店舗	静岡県静岡市他	土地、建物、リース資産等	922																																																																																																																													
建物及び構築物	91	百万円																																																																																																																														
器具及び備品	16	百万円																																																																																																																														
土地	24	百万円																																																																																																																														
その他	3	百万円																																																																																																																														
計	136	百万円																																																																																																																														
	売却損 (百万円)	除却損 (百万円)																																																																																																																														
建物及び構築物	121	1,445																																																																																																																														
器具及び備品	80	480																																																																																																																														
ソフトウェア	—	25																																																																																																																														
その他	3	421																																																																																																																														
計	205	2,372																																																																																																																														
用途	場所	種類	減損損失 (百万円)																																																																																																																													
店舗	東京都北区他	土地、建物、リース資産等	1,436																																																																																																																													

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成18年3月1日 至平成18年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	97,683	—	—	97,683
合計	97,683	—	—	97,683
自己株式				
普通株式 (注) 1, 2	840	5,001	560	5,281
合計	840	5,001	560	5,281

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加5,001千株は、市場買付による増加5,000千株及び単元未満株式の買取りによる増加1千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少560千株は、(株)良品計画への譲渡による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年5月25日 定時株主総会	普通株式	2,082	21.50	平成18年2月28日	平成18年5月25日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年10月11日 取締役会	普通株式	2,125	利益剰余金	23.00	平成18年8月31日	平成18年11月10日

当中間連結会計期間（自平成19年3月1日 至平成19年8月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当中間連結会計期間 増加株式数（千株）	当中間連結会計期間 減少株式数（千株）	当中間連結会計期間末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	97,683	—	—	97,683
合計	97,683	—	—	97,683
自己株式				
普通株式（注）1,2	5,284	3	2,930	2,356
合計	5,284	3	2,930	2,356

（注）1. 普通株式の自己株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少2,930千株は、主に㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモへの譲渡による減少であります。

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年4月19日 取締役会	普通株式	2,125	23.00	平成19年2月28日	平成19年5月9日

（2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年10月10日 取締役会	普通株式	2,669	利益剰余金	28.00	平成19年8月31日	平成19年11月9日

前連結会計年度（自平成18年3月1日 至平成19年2月28日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	97,683	—	—	97,683
合計	97,683	—	—	97,683
自己株式				
普通株式（注）1, 2	840	5,004	560	5,284
合計	840	5,004	560	5,284

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加5,004千株は、市場買付による増加5,000千株及び単元未満株式の買取りによる増加4千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少560千株は、主に棚良品計画への譲渡による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年5月25日 定時株主総会	普通株式	2,082	21.50	平成18年2月28日	平成18年5月25日
平成18年10月11日 取締役会	普通株式	2,125	23.00	平成18年8月31日	平成18年11月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年4月19日 取締役会	普通株式	2,125	利益剰余金	23.00	平成19年2月28日	平成19年5月9日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成18年3月1日 至平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自平成19年3月1日 至平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)
1. 現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年8月31日現在) 現金及び預金勘定 82,774百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △5百万円 現金及び現金同等物 82,769百万円	1. 現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年8月31日現在) 現金及び預金勘定 81,889百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △5百万円 容易に換金可能で価値の変動について僅少なリスクしか負わない運用期間が3ヶ月以内の有価証券 8,990百万円 現金及び現金同等物 90,873百万円	1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年2月28日現在) 現金及び預金勘定 69,555百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △5百万円 現金及び現金同等物 69,550百万円

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)					当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)					前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)				
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額					1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額					1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
器具及び備品	56,765	28,384	1,073	27,307	器具及び備品	77,779	28,872	1,416	47,490	器具及び備品	70,616	25,304	1,222	44,089
ソフトウェア	456	327	—	128	ソフトウェア	4,017	503	—	3,513	ソフトウェア	3,314	180	—	3,133
合計	57,221	28,711	1,073	27,436	合計	81,796	29,376	1,416	51,004	合計	73,930	25,484	1,222	47,223
② 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 7,229百万円 1年超 24,371百万円 計 31,601百万円 リース資産減損勘定の残高 870百万円					② 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 10,902百万円 1年超 44,316百万円 計 55,219百万円 リース資産減損勘定の残高 1,034百万円					② 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 9,993百万円 1年超 41,365百万円 計 51,359百万円 リース資産減損勘定の残高 934百万円				
③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 4,793百万円 リース資産減損勘定の取崩額 122百万円 減価償却費相当額 4,362百万円 支払利息相当額 382百万円 減損損失 178百万円					③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 6,003百万円 リース資産減損勘定の取崩額 143百万円 減価償却費相当額 5,437百万円 支払利息相当額 698百万円 減損損失 242百万円					③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 9,757百万円 リース資産減損勘定の取崩額 258百万円 減価償却費相当額 8,899百万円 支払利息相当額 908百万円 減損損失 378百万円				
④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。					④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左					④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左				
(貸主側) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 239百万円 1年超 2,093百万円 計 2,332百万円					(貸主側) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 236百万円 1年超 1,829百万円 計 2,066百万円					(貸主側) 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 238百万円 1年超 1,963百万円 計 2,201百万円				
(注) 上記はすべて転貸リース取引に係るものであります。					(注) 上記はすべて転貸リース取引に係るものであります。					(注) 上記はすべて転貸リース取引に係るものであります。				
2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 (借主側) 1年以内 565百万円 1年超 3,496百万円 計 4,061百万円 (貸主側) 1年以内 305百万円 1年超 2,622百万円 計 2,927百万円					2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 (借主側) 1年以内 1,086百万円 1年超 5,427百万円 計 6,514百万円 (貸主側) 1年以内 300百万円 1年超 2,286百万円 計 2,587百万円					2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 (借主側) 1年以内 1,035百万円 1年超 5,619百万円 計 6,654百万円 (貸主側) 1年以内 303百万円 1年超 2,456百万円 計 2,759百万円				
(注) 上記はすべて転貸リース取引に係るものであります。					(注) 上記はすべて転貸リース取引に係るものであります。					(注) 上記はすべて転貸リース取引に係るものであります。				

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年8月31日現在)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債等	3,990	3,982	△8
(2) 社債	1,000	969	△30
(3) その他	—	—	—
合計	4,990	4,951	△38

2. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	5,660	6,337	677
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	10,503	10,504	0
合計	16,164	16,841	677

(注) 持分法適用関連会社の所有有価証券の時価評価に係る差額金等について、税効果相当額控除後の金額 (30百万円) を中間連結貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」に含めて表示しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容 (上記1. を除く)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	463

当中間連結会計期間末（平成19年8月31日現在）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 国債・地方債等	17,966	17,964	△1
(2) 社債	1,000	995	△4
(3) その他	—	—	—
合計	18,966	18,960	△5

2. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（百万円）	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	差額（百万円）
(1) 株式	6,048	5,708	△340
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	7,708	7,734	26
合計	13,756	13,443	△313

(注) 持分法適用関連会社の所有有価証券の時価評価に係る差額金等について、税効果相当額控除後の金額（14百万円）を中間連結貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」に含めて表示しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容（上記1. を除く）

	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	399

前連結会計年度末（平成19年2月28日現在）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債等	3,991	3,977	△13
(2) 社債	1,000	986	△13
(3) その他	—	—	—
合計	4,991	4,964	△27

2. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	6,079	6,269	190
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	4,959	4,980	20
合計	11,038	11,249	210

(注) 持分法適用関連会社の所有有価証券の時価評価に係る差額金等について、税効果相当額控除後の金額（13百万円）を連結貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」に含めて表示しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容（上記1. を除く）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	448

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間（自平成18年3月1日 至平成18年8月31日）

中間期末残高がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自平成19年3月1日 至平成19年8月31日）

中間期末残高がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度（自平成18年3月1日 至平成19年2月28日）

期末残高がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間（自平成18年3月1日 至平成18年8月31日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自平成19年3月1日 至平成19年8月31日）

該当事項はありません。

前連結会計年度（自平成18年3月1日 至平成19年2月28日）

該当事項はありません。

## (セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自平成18年3月1日 至平成18年8月31日）

	コンビニエンスストア事業 (百万円)	EC関連事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業総収入						
(1) 外部顧客に対する 営業総収入	123,299	29,886	399	153,585	—	153,585
(2) セグメント間の内部 営業総収入又は振替高	84	3,688	571	4,345	(4,345)	—
計	123,384	33,575	971	157,930	(4,345)	153,585
営業費用	103,155	33,408	901	137,465	(1,917)	135,547
営業利益	20,228	166	69	20,465	(2,427)	18,037

当中間連結会計期間（自平成19年3月1日 至平成19年8月31日）

	コンビニエンスストア事業 (百万円)	EC関連事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業総収入						
(1) 外部顧客に対する 営業総収入	131,197	29,872	538	161,608	—	161,608
(2) セグメント間の内部 営業総収入又は振替高	119	2,037	504	2,661	(2,661)	—
計	131,317	31,909	1,042	164,269	(2,661)	161,608
営業費用	111,071	31,282	962	143,316	(289)	143,027
営業利益	20,245	627	79	20,952	(2,372)	18,580

前連結会計年度（自平成18年3月1日 至平成19年2月28日）

	コンビニエンスストア事業 (百万円)	EC関連事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業総収入						
(1) 外部顧客に対する 営業総収入	241,325	55,714	809	297,849	—	297,849
(2) セグメント間の内部 営業総収入又は振替高	178	7,061	1,138	8,378	(8,378)	—
計	241,503	62,776	1,947	306,227	(8,378)	297,849
営業費用	207,804	62,294	1,816	271,914	(3,674)	268,240
営業利益	33,699	482	131	34,312	(4,703)	29,608

## (注) 1. 事業区分の方法

事業区分の方法は、グループ各社の事業内容を基準として区分しております。

## 2. 各事業区分の主な内容

コンビニエンスストア事業…フランチャイズ方式によるコンビニエンスストア「ファミリーマート」のチェーン展開及びエリアフランチャイズ方式によるチェーン展開

EC関連事業……………Webサイト等による通信販売、マルチメディア端末「Famiポート」を通じたサービスの提供及び商品開発等

その他事業……………会計事務請負等店舗関連サービス事業、クレジットカード事業、食品製造事業等

## 3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度	主な内容
消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額（百万円）	2,427	2,372	4,703	当社の管理部門等に係る費用

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自平成18年3月1日 至平成18年8月31日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又 は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業総収入						
(1) 外部顧客に対する営業総収入	130,100	23,271	213	153,585	—	153,585
(2) セグメント間の内部営業総収入 又は振替高	257	23	—	280	(280)	—
計	130,357	23,295	213	153,866	(280)	153,585
営業費用	110,478	22,432	490	133,401	2,146	135,547
営業損益	19,878	862	△276	20,464	(2,427)	18,037

当中間連結会計期間（自平成19年3月1日 至平成19年8月31日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又 は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業総収入						
(1) 外部顧客に対する営業総収入	136,733	24,182	692	161,608	—	161,608
(2) セグメント間の内部営業総収入 又は振替高	294	21	—	315	(315)	—
計	137,027	24,203	692	161,923	(315)	161,608
営業費用	116,106	23,678	1,185	140,970	2,057	143,027
営業損益	20,921	524	△492	20,952	(2,372)	18,580

前連結会計年度（自平成18年3月1日 至平成19年2月28日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又 は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業総収入						
(1) 外部顧客に対する営業総収入	249,957	47,232	658	297,849	—	297,849
(2) セグメント間の内部営業総収入 又は振替高	540	47	—	587	(587)	—
計	250,498	47,280	658	298,436	(587)	297,849
営業費用	217,631	45,148	1,344	264,124	4,116	268,240
営業損益	32,866	2,131	△686	34,312	(4,703)	29,608

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 日本以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

アジア …台湾、タイ王国

その他の地域…アメリカ合衆国

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度	主な内容
消去又は全社の項目に含めた配賦 不能営業費用の金額（百万円）	2,427	2,372	4,703	当社の管理部門等 に係る費用

【海外営業総収入】

前中間連結会計期間（自平成18年3月1日 至平成18年8月31日）

		アジア	その他の地域	計
I 海外営業総収入	(百万円)	23,502	213	23,716
II 連結営業総収入	(百万円)	—	—	153,585
III 連結営業総収入に占める海外営業総収入の割合	(%)	15.3	0.1	15.4

当中間連結会計期間（自平成19年3月1日 至平成19年8月31日）

		アジア	その他の地域	計
I 海外営業総収入	(百万円)	24,456	692	25,149
II 連結営業総収入	(百万円)	—	—	161,608
III 連結営業総収入に占める海外営業総収入の割合	(%)	15.1	0.4	15.5

前連結会計年度（自平成18年3月1日 至平成19年2月28日）

		アジア	その他の地域	計
I 海外営業総収入	(百万円)	47,745	658	48,404
II 連結営業総収入	(百万円)	—	—	297,849
III 連結営業総収入に占める海外営業総収入の割合	(%)	16.1	0.2	16.3

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

アジア……………台湾、タイ王国、大韓民国、中華人民共和国

その他の地域…アメリカ合衆国

3. 海外営業総収入は、当社及び連結子会社の日本以外の国又は地域における営業総収入であります。

## (1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
1株当たり純資産額 1,736.16円 1株当たり中間純利益金額 98.70円 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 1,903.27円 1株当たり中間純利益金額 111.83円 同左	1株当たり純資産額 1,771.34円 1株当たり当期純利益金額 158.83円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
中間(当期)純利益 (百万円)	9,419	10,473	14,968
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-	33
(うち利益処分による役員賞与金) (百万円)	(-)	(-)	(33)
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	9,419	10,473	14,935
普通株式の期中平均株式数 (千株)	95,441	93,653	94,037

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 (平成18年8月31日)	当中間連結会計期間末 (平成19年8月31日)	前連結会計年度末 (平成19年2月28日)
純資産の部の合計額 (百万円)	167,368	189,411	171,154
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	6,945	7,980	7,485
(うち利益処分による役員賞与金) (百万円)	(-)	(-)	(33)
(うち少数株主持分) (百万円)	(6,945)	(7,980)	(7,452)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (百万円)	160,423	181,431	163,669
中間期末(期末)の普通株式の数 (千株)	92,401	95,326	92,398

## (重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
		<p>(自己株式の処分)</p> <p>当社は、平成19年5月28日開催の取締役会において、㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモとの業務・資本提携合意に伴い、当社自己株式を同社に譲渡することを決議いたしました。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>処分株式数 普通株式 2,930,500株</li> <li>処分価額 1株当たり3,060円</li> <li>処分価額の総額 8,967百万円</li> <li>払込期日 平成19年6月13日</li> <li>資金の用途 ㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモとの協業体制強化に向けた店舗の設備投資等に充てたいします。</li> </ol>

## (2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2【中間財務諸表等】

### (1)【中間財務諸表】

#### ①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年8月31日)		当中間会計期間末 (平成19年8月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年2月28日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
I 流動資産								
1. 現金及び預金		77,553		71,015		59,588		
2. 加盟店貸金		7,512		7,070		8,907		
3. 有価証券		—		14,973		1,000		
4. たな卸資産		2,525		2,013		1,943		
5. 繰延税金資産		3,705		2,607		2,325		
6. 短期貸付金		194		94		164		
7. 未収入金		15,796		16,872		15,923		
8. その他		16,057		17,518		17,491		
9. 貸倒引当金		△1,134		△222		△1,265		
流動資産合計			122,210	41.3	131,944	42.8	106,078	38.0
II 固定資産	※1							
1. 有形固定資産								
(1) 自有有形固定資産								
1. 建物		4,326		4,371		4,270		
2. 器具及び備品		2,162		884		959		
3. その他		9,519		9,324		9,338		
自有有形固定資産合計			16,009	5.4	14,580	4.7	14,568	5.2
(2) 貸与有形固定資産								
1. 建物		14,966		15,082		15,045		
2. 器具及び備品		3,360		2,833		3,069		
3. その他		7,162		6,591		6,816		
貸与有形固定資産合計			25,489	8.6	24,507	8.0	24,931	8.9
有形固定資産合計			41,499	14.0	39,088	12.7	39,500	14.1
2. 無形固定資産			7,596	2.6	4,035	1.3	4,518	1.6
3. 投資その他の資産								
(1) 投資有価証券		23,480		27,312		20,935		
(2) 繰延税金資産		6,512		6,765		6,747		
(3) 敷金		80,780		86,383		83,306		
(4) その他		21,174		22,017		25,959		
(5) 貸倒引当金		△582		△1,781		△632		
(6) 投資等損失引当金		△6,916		△7,297		△7,199		
投資その他の資産合計			124,451	42.1	133,400	43.2	129,117	46.3
固定資産合計			173,546	58.7	176,523	57.2	173,136	62.0
資産合計			295,757	100.0	308,467	100.0	279,214	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年8月31日)		当中間会計期間末 (平成19年8月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年2月28日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 買掛金		3,301		3,885		2,506	
2. 加盟店買掛金		55,380		56,475		45,045	
3. 加盟店預り金		4,309		4,516		2,839	
4. 未払法人税等		7,677		7,331		4,289	
5. 預り金		32,341		26,257		30,810	
6. 役員賞与引当金		—		—		48	
7. その他		17,466		16,249		16,614	
流動負債合計			120,476		114,716		102,154
			40.7		37.2		36.6
II 固定負債							
1. 退職給付引当金		4,903		5,064		5,034	
2. 役員退職慰労引当金		439		479		492	
3. 預り保証金		1		—		1	
4. 預り敷金		7,137		6,605		7,010	
5. その他		771		887		804	
固定負債合計			13,253		13,037		13,342
			4.5		4.2		4.8
負債合計			133,729		127,754		115,496
			45.2		41.4		41.4
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金			16,658		16,658		16,658
			5.6		5.4		6.0
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		17,056		17,056		17,056	
(2) その他資本剰余金		812		331		812	
資本剰余金合計			17,869		17,388		17,869
			6.1		5.6		6.4
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		2,668		2,668		2,668	
(2) その他利益剰余金							
特別償却準備金		89		45		45	
別途積立金		127,253		135,253		127,253	
繰越利益剰余金		14,123		16,506		16,154	
利益剰余金合計			144,134		154,473		146,121
			48.7		50.1		52.3
4. 自己株式			△17,029		△7,598		△17,037
			△5.7		△2.4		△6.2
株主資本合計			161,633		180,921		163,611
			54.7		58.7		58.5
II 評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価差額金		394	0.1	△208	△0.1	106	0.1
評価・換算差額等合計		394	0.1	△208	△0.1	106	0.1
純資産合計			162,027		180,713		163,718
			54.8		58.6		58.6
負債・純資産合計			295,757		308,467		279,214
			100.0		100.0		100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)		当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
I 営業収入							
1. 加盟店からの収入		67,372		69,722		130,640	
加盟店からの収入の対象となる 加盟店売上高は次のとおりであり ます。							
前中間会計期間 518,354百万円 当中間会計期間 536,714百万円 前事業年度 1,019,641百万円							
また直営店売上高との合計は次 のとおりであります。							
前中間会計期間 543,819百万円 当中間会計期間 566,240百万円 前事業年度 1,068,821百万円							
2. その他		7,314	74,686	7,479	77,202	14,259	144,900
II 売上高			25,464 (100.0)		29,526 (100.0)		49,180 (100.0)
営業総収入			100,151 100.0		106,728 100.0		194,080 100.0
III 売上原価			18,112 (71.1)		20,870 (70.7)		35,019 (71.2)
売上総利益			(7,352) (28.9)		(8,655) (29.3)		(14,160) (28.8)
営業総利益			82,039 81.9		85,858 80.4		159,060 82.0
IV 販売費及び一般管理費			64,804 64.7		67,999 63.7		131,518 67.8
営業利益			17,234 17.2		17,858 16.7		27,542 14.2
V 営業外収益	※1		1,824 1.8		1,825 1.7		3,287 1.7
VI 営業外費用	※2		60 0.0		95 0.1		113 0.1
経常利益			18,998 19.0		19,587 18.3		30,716 15.8
VII 特別利益	※3		142 0.1		224 0.2		194 0.1
VIII 特別損失	※4、5		2,963 2.9		2,517 2.3		7,349 3.8
税引前中間（当期）純利益			16,177 16.2		17,294 16.2		23,561 12.1
法人税、住民税及び事業税		7,188		6,902		9,117	
法人税等調整額		△672	6,515 6.6	△84	6,817 6.4	670	9,787 5.0
中間（当期）純利益			9,661 9.6		10,476 9.8		13,774 7.1

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自平成18年3月1日 至平成18年8月31日）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年2月28日残高(百万円)	16,658	17,056	0	17,057	2,668	133	121,253	12,546	136,602	△1,769	168,548
中間会計期間中の変動額											
特別償却準備金の取崩						△44		44	—		—
別途積立金の積立							6,000	△6,000	—		—
剰余金の配当								△2,082	△2,082		△2,082
利益処分による役員賞与金								△47	△47		△47
中間純利益								9,661	9,661		9,661
自己株式の取得										△16,440	△16,440
自己株式の処分			811	811						1,180	1,992
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）											
中間会計期間中の変動額合計（百万円）	—	—	811	811	—	△44	6,000	1,576	7,532	△15,259	△6,915
平成18年8月31日残高(百万円)	16,658	17,056	812	17,869	2,668	89	127,253	14,123	144,134	△17,029	161,633

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
平成18年2月28日残高(百万円)	834	169,383
中間会計期間中の変動額		
特別償却準備金の取崩		—
別途積立金の積立		—
剰余金の配当		△2,082
利益処分による役員賞与金		△47
中間純利益		9,661
自己株式の取得		△16,440
自己株式の処分		1,992
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	△440	△440
中間会計期間中の変動額合計（百万円）	△440	△7,355
平成18年8月31日残高(百万円)	394	162,027

当中間会計期間（自平成19年3月1日 至平成19年8月31日）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成19年2月28日残高(百万円)	16,658	17,056	812	17,869	2,668	45	127,253	16,154	146,121	△17,037	163,611
中間会計期間中の変動額											
別途積立金の積立							8,000	△8,000	—		—
剰余金の配当								△2,125	△2,125		△2,125
中間純利益								10,476	10,476		10,476
自己株式の取得										△9	△9
自己株式の処分			△480	△480						9,448	8,968
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）											
中間会計期間中の変動額合計（百万円）	—	—	△480	△480	—	—	8,000	351	8,351	9,439	17,310
平成19年8月31日残高(百万円)	16,658	17,056	331	17,388	2,668	45	135,253	16,506	154,473	△7,598	180,921

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
平成19年2月28日残高(百万円)	106	163,718
中間会計期間中の変動額		
別途積立金の積立		—
剰余金の配当		△2,125
中間純利益		10,476
自己株式の取得		△9
自己株式の処分		8,968
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	△314	△314
中間会計期間中の変動額合計（百万円）	△314	16,995
平成19年8月31日残高(百万円)	△208	180,713

前事業年度の株主資本等変動計算書（自平成18年3月1日 至平成19年2月28日）

	株主資本										株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	
		資本 準備金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余 金合計		
						特別償却 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
平成18年2月28日残高(百万円)	16,658	17,056	0	17,057	2,668	133	121,253	12,546	136,602	△1,769	168,548
事業年度中の変動額											
特別償却準備金の取崩						△88		88	—		—
別途積立金の積立							6,000	△6,000	—		—
剰余金の配当								△4,207	△4,207		△4,207
利益処分による役員賞与金								△47	△47		△47
当期純利益								13,774	13,774		13,774
自己株式の取得										△16,449	△16,449
自己株式の処分			811	811						1,180	1,992
株主資本以外の項目の事業年 度中の変動額（純額）											
事業年度中の変動額合計 （百万円）	—	—	811	811	—	△88	6,000	3,608	9,519	△15,268	△4,936
平成19年2月28日残高(百万円)	16,658	17,056	812	17,869	2,668	45	127,253	16,154	146,121	△17,037	163,611

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
平成18年2月28日残高(百万円)	834	169,383
事業年度中の変動額		
特別償却準備金の取崩		—
別途積立金の積立		—
剰余金の配当		△4,207
利益処分による役員賞与金		△47
当期純利益		13,774
自己株式の取得		△16,449
自己株式の処分		1,992
株主資本以外の項目の事業年 度中の変動額（純額）	△728	△728
事業年度中の変動額合計 （百万円）	△728	△5,664
平成19年2月28日残高(百万円)	106	163,718

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 満期保有目的債券 …償却原価法（定額法） 子会社株式及び関連会社株式 …移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの …中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの …移動平均法による原価法</p> <p>(2) デリバティブ 時価法</p> <p>(3) たな卸資産 商品 …主として売価還元法による原価法 貯蔵品 …最終仕入原価法による原価法</p>	<p>(1) 有価証券 満期保有目的債券 …同左 子会社株式及び関連会社株式 …同左 その他有価証券 時価のあるもの …同左  時価のないもの …同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 商品 …同左  貯蔵品 …同左</p>	<p>(1) 有価証券 満期保有目的債券 …同左 子会社株式及び関連会社株式 …同左 その他有価証券 時価のあるもの …決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの …同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 商品 …同左  貯蔵品 …同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 : 4年から50年 器具及び備品 : 2年から20年</p> <hr/> <p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>（会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <hr/> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
	(2) _____	(2) _____	(2) 役員賞与引当金 役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。 (会計方針の変更) 当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、それぞれ48百万円減少しております。
	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。	(3) 退職給付引当金 同左	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。
	(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職により支給する役員慰労金に充てるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 同左	(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職により支給する役員慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
	(5) 投資等損失引当金 子会社等に対する投資等に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し必要と認められる額を計上しております。	(5) 投資等損失引当金 同左	(5) 投資等損失引当金 同左
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
6. その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	(1) 消費税等の会計処理 同左	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は162,027百万円であります。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	—————	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は163,718百万円であります。</p> <p>なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年8月31日)	当中間会計期間末 (平成19年8月31日)	前事業年度末 (平成19年2月28日)
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 45,374百万円</p> <p>2. 偶発債務 下記関係会社の金融機関からの借入に対して保証を行っております。 Siam FamilyMart Co.,Ltd. 505百万円 ファミマクレジット(株) 4,200百万円 SIAM DCM CO.,LTD. 43百万円 計 4,750百万円</p> <p>なお、再保証のある債務保証については、当社の負担額を記載しております。</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 39,963百万円</p> <p>2. 偶発債務 下記関係会社の金融機関からの借入に対して保証を行っております。 Siam FamilyMart Co.,Ltd. 257百万円 (株)北海道ファミリーマート 102百万円 ファミマクレジット(株) 3,993百万円 SIAM DCM CO.,LTD. 36百万円 計 4,389百万円</p> <p>なお、再保証のある債務保証については、当社の負担額を記載しております。</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 40,676百万円</p> <p>2. 偶発債務 下記関係会社の金融機関からの借入に対して保証を行っております。 Siam FamilyMart Co.,Ltd. 563百万円 (株)北海道ファミリーマート 88百万円 ファミマクレジット(株) 4,474百万円 SIAM DCM CO.,LTD. 107百万円 計 5,234百万円</p> <p>なお、再保証のある債務保証については、当社の負担額を記載しております。</p>

## (中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)																								
※1. 営業外収益の主要項目 受取利息 619百万円 受取配当金 801百万円  ※2. 営業外費用の主要項目 支払利息 19百万円  ※3. 特別利益の主要項目 固定資産売却益 建物 76百万円 土地 19百万円 その他 2百万円 計 98百万円  ※4. 特別損失の主要項目 固定資産処分損 建物 746百万円 器具及び備品 106百万円 その他 137百万円 計 990百万円 減損損失 572百万円 投資等損失引当金 756百万円 繰入額 店舗賃借解約損 373百万円  ※5. 減損損失 当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産及びその他については、当該資産単独で資産のグルーピングをしております。 主に収益性が著しく低下した店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（土地22百万円、建物271百万円、リース資産178百万円、その他100百万円）として特別損失に計上いたしました。	※1. 営業外収益の主要項目 受取利息 791百万円 受取配当金 891百万円  ※2. 営業外費用の主要項目 支払利息 31百万円 為替差損 38百万円  ※3. 特別利益の主要項目 前期損益修正益 システム入替損失計上 173百万円 超過額 貸倒引当金戻入益 29百万円  ※4. 特別損失の主要項目 固定資産処分損 建物 528百万円 器具及び備品 67百万円 その他 164百万円 計 760百万円 減損損失 856百万円 投資等損失引当金 98百万円 繰入額 店舗賃借解約損 349百万円  ※5. 減損損失 当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産及びその他については、当該資産単独で資産のグルーピングをしております。 主に収益性が著しく低下した店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（土地195百万円、建物305百万円、リース資産242百万円、その他111百万円）として特別損失に計上いたしました。	※1. 営業外収益の主要項目 受取利息 1,429百万円 受取配当金 827百万円 為替差益 680百万円  ※2. 営業外費用の主要項目 支払利息 46百万円 レジ現金過不足 20百万円  ※3. 特別利益の主要項目 固定資産売却益 建物 79百万円 土地 24百万円 その他 8百万円 計 112百万円  ※4. 特別損失の主要項目 固定資産処分損 建物 1,192百万円 器具及び備品 164百万円 その他 396百万円 計 1,753百万円 減損損失 1,433百万円 投資等損失引当金 2,851百万円 繰入額 店舗賃借解約損 771百万円  ※5. 減損損失 当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産及びその他については、当該資産単独で資産のグルーピングをしております。 主に収益性が著しく低下した店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（土地406百万円、建物479百万円、リース資産378百万円、その他169百万円）として特別損失に計上いたしました。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>場所</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗</td> <td>大阪府堺市他</td> <td>土地、建物、リース資産等</td> <td>572</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、回収可能価額は、主として使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを9.55%で割り引いて算定しております。</p>	用途	場所	種類	減損損失 (百万円)	店舗	大阪府堺市他	土地、建物、リース資産等	572	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>場所</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗</td> <td>静岡県静岡市他</td> <td>土地、建物、リース資産等</td> <td>856</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、回収可能価額は、主として使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを9.25%で割り引いて算定しております。</p>	用途	場所	種類	減損損失 (百万円)	店舗	静岡県静岡市他	土地、建物、リース資産等	856	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>場所</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗</td> <td>東京都北区他</td> <td>土地、建物、リース資産等</td> <td>1,433</td> </tr> </tbody> </table> <p>回収可能価額は、売却予定資産については正味売却価額により測定し、それ以外の資産については使用価値により測定しております。なお、使用価値については、将来キャッシュ・フローを9.71%で割り引いて算定し、正味売却価額については、路線価による相続税評価額に基づき算定しております。</p>	用途	場所	種類	減損損失 (百万円)	店舗	東京都北区他	土地、建物、リース資産等	1,433
用途	場所	種類	減損損失 (百万円)																							
店舗	大阪府堺市他	土地、建物、リース資産等	572																							
用途	場所	種類	減損損失 (百万円)																							
店舗	静岡県静岡市他	土地、建物、リース資産等	856																							
用途	場所	種類	減損損失 (百万円)																							
店舗	東京都北区他	土地、建物、リース資産等	1,433																							
6. 減価償却実施額 有形固定資産 2,701百万円 無形固定資産 1,230百万円 計 3,931百万円	6. 減価償却実施額 有形固定資産 2,267百万円 無形固定資産 888百万円 計 3,155百万円	6. 減価償却実施額 有形固定資産 5,520百万円 無形固定資産 2,523百万円 計 8,043百万円																								

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自平成18年3月1日 至平成18年8月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)
普通株式 (注) 1, 2	840	5,001	560	5,281
合計	840	5,001	560	5,281

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加5,001千株は、市場買付による増加5,000千株及び単元未満株式の買取りによる増加1千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少560千株は、(株)良品計画への譲渡による減少であります。

当中間会計期間 (自平成19年3月1日 至平成19年8月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)
普通株式 (注) 1, 2	5,284	3	2,930	2,356
合計	5,284	3	2,930	2,356

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少2,930千株は、主に(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモへの譲渡による減少であります。

前事業年度 (自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末株式 数 (千株)
普通株式 (注) 1, 2	840	5,004	560	5,284
合計	840	5,004	560	5,284

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加5,004千株は、市場買付による増加5,000千株及び単元未満株式の買取りによる増加4千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少560千株は、主に(株)良品計画への譲渡による減少であります。

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)					当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)					前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)				
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額					1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額					1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額				
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	減損損失累計額 相当額 (百万円)	中間 期末残高 相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	減損損失累計額 相当額 (百万円)	中間 期末残高 相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	減損損失累計額 相当額 (百万円)	中間 期末残高 相当額 (百万円)
器具及び備品	55,196	27,316	1,073	26,806	器具及び備品	77,516	28,691	1,416	47,409	器具及び備品	70,361	25,155	1,222	43,984
無形固定資産	319	229	—	90	無形固定資産	4,017	503	—	3,513	無形固定資産	3,314	180	—	3,133
合計	55,515	27,545	1,073	26,896	合計	81,534	29,194	1,416	50,923	合計	73,676	25,335	1,222	47,118
② 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 6,941百万円 1年超 24,035百万円 計 30,976百万円 リース資産減損勘定の残高 870百万円					② 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 10,832百万円 1年超 44,291百万円 計 55,124百万円 リース資産減損勘定の残高 1,034百万円					② 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 9,889百万円 1年超 41,316百万円 計 51,205百万円 リース資産減損勘定の残高 934百万円				
③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 4,489百万円 リース資産減損勘定の取崩額 122百万円 減価償却費相当額 4,112百万円 支払利息相当額 374百万円 減損損失 178百万円					③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 5,936百万円 リース資産減損勘定の取崩額 143百万円 減価償却費相当額 5,405百万円 支払利息相当額 697百万円 減損損失 242百万円					③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 9,339百万円 リース資産減損勘定の取崩額 258百万円 減価償却費相当額 8,541百万円 支払利息相当額 895百万円 減損損失 378百万円				
④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によりしております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によりしております。					④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左					④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左				
(貸主側) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 239百万円 1年超 2,093百万円 計 2,332百万円					(貸主側) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 236百万円 1年超 1,829百万円 計 2,066百万円					(貸主側) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 238百万円 1年超 1,963百万円 計 2,201百万円				
(注) 上記はすべて転貸リース取引に係るものであります。					(注) 上記はすべて転貸リース取引に係るものであります。					(注) 上記はすべて転貸リース取引に係るものであります。				
2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 (借主側) 1年以内 356百万円 1年超 2,582百万円 計 2,938百万円 (貸主側) 1年以内 305百万円 1年超 2,622百万円 計 2,927百万円					2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 (借主側) 1年以内 802百万円 1年超 4,520百万円 計 5,323百万円 (貸主側) 1年以内 300百万円 1年超 2,286百万円 計 2,587百万円					2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 (借主側) 1年以内 761百万円 1年超 4,591百万円 計 5,353百万円 (貸主側) 1年以内 303百万円 1年超 2,456百万円 計 2,759百万円				
(注) 上記はすべて転貸リース取引に係るものであります。					(注) 上記はすべて転貸リース取引に係るものであります。					(注) 上記はすべて転貸リース取引に係るものであります。				

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成18年8月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	4,047	16,051	12,004

当中間会計期間末 (平成19年8月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	4,047	16,240	12,193

前事業年度末 (平成19年2月28日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	4,047	15,930	11,883

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
1株当たり純資産額 1,753.52円 1株当たり中間純利益金額 101.23円 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 1,895.74円 1株当たり中間純利益金額 111.87円 同左	1株当たり純資産額 1,771.87円 1株当たり当期純利益金額 146.48円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
中間(当期)純利益 (百万円)	9,661	10,476	13,774
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-	-
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	9,661	10,476	13,774
普通株式の期中平均株式数 (千株)	95,441	93,653	94,037

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間末 (平成18年8月31日)	当中間会計期間末 (平成19年8月31日)	前事業年度末 (平成19年2月28日)
純資産の部の合計額 (百万円)	162,027	180,713	163,718
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	-	-	-
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (百万円)	162,027	180,713	163,718
中間期末(期末)の普通株式の数 (千株)	92,401	95,326	92,398

## (重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
		<p>(自己株式の処分)</p> <p>「第5 経理の状況」の「1. 連結財務諸表等」に係る注記のうち(重要な後発事象)に記載しております。</p> <p>(子会社の増資の引受)</p> <p>当社は、平成19年3月5日開催の取締役会において、連結子会社である Siam FamilyMart Co., Ltd. の債務超過を解消し、抜本的な収益構造改革を進めるため、同社が実施する第三者割当増資を引き受けることを決議し、平成19年3月22日に払い込みを実行いたしました。</p> <p>1. 増資金額 2,000百万円 (増資後の同社資本金2,800百万円。なお、同社は年内に2,625百万円の減資を予定しております。)</p> <p>2. 当社引受額 6,120百万円(1,800百万円) (うち、790百万円は直接出資、1,010百万円は、同社株式48.50%を保有する持株会社の SFM Holding Co., Ltd. を経由した間接出資)</p> <p>3. 払込期日 平成19年3月22日</p> <p>4. 資金使途 主に当社からの借入金返済に充当</p>

## (2) 【その他】

第27期(平成19年3月1日から平成20年2月29日まで)中間配当については、平成19年10月10日開催の取締役会において、平成19年8月31日現在の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主に対し次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| 1. 中間配当金の総額           | 2,669百万円   |
| 2. 1株当たりの中間配当金        | 28円00銭     |
| 3. 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成19年11月9日 |

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第26期)	自 至	平成18年3月1日 平成19年2月28日	平成19年5月30日 関東財務局長に提出
-------------------------	----------------	--------	-------------------------	-------------------------

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年11月7日

株式会社ファミリーマート

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員                      公認会計士                      油谷 成恒                      印  
業務執行社員

指定社員                      公認会計士                      大久保 孝一                      印  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファミリーマートの平成18年3月1日から平成19年2月28日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファミリーマート及び連結子会社の平成18年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年11月6日

---

株式会社ファミリーマート

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	油谷 成恒	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大久保 孝一	印
----------------	-------	--------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファミリーマートの平成19年3月1日から平成20年2月29日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファミリーマート及び連結子会社の平成19年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年11月7日

株式会社ファミリーマート

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	油谷 成恒	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大久保 孝一	印
----------------	-------	--------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファミリーマートの平成18年3月1日から平成19年2月28日までの第26期事業年度の中間会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファミリーマートの平成18年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年11月6日

---

株式会社ファミリーマート

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	油谷 成恒	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大久保 孝一	印
----------------	-------	--------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファミリーマートの平成19年3月1日から平成20年2月29日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファミリーマートの平成19年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。